

## フランスの子育て支援

— 家族政策と選択の自由 —

神尾 真知子

### ■ 要約

フランスの子育て支援は、家族政策に位置づけられる。政府は、多様な国民のニーズを家族会議を通してすくい上げ、必要な政策はただちに実行している。行政機関相互の連携および行政機関と議会との連携がうまくいっている。

政策を貫く基本的考え方は、「選択の自由」である。そして、どのような選択をしても、その選択に伴う経済的な支出を補填する家族給付や税制の優遇措置が設けられている。選択の自由を実質的に確保するために、経済的な保障がなされている。

フランスの子育て支援の特色は、多様性である。出産・育児に関連するさまざまな休業や休暇が、法律に規定されている。保育サービスも、集団的な保育所のみならず、保育ママによる家庭的保育と多様である。さまざまな保育サービスをつなぎ合わせていけば、何とかなる制度になっている。家族給付も、多様な家族のニーズに応じて、さまざまなものがある。子どもを持って女性が働くことが当たり前のこととなり、子育て支援において、仕事と家庭の両立および男性の育児参加が重要な課題となっている。

### ■ キーワード

家族政策、家族会議、選択の自由、多様性、仕事と家庭の両立

### はじめに

フランスは、合計特殊出生率が2006年に2.0を超えたことが報道され、少子化対策が成功した国として、日本では注目を集めている<sup>1)</sup>。

フランスは、以前から「家族政策」を持ち、そのなかで、さまざまな子育て支援を行っている。本稿では、フランスの人口・家族・労働の現状を概観し、子育て支援の個別制度を紹介する。どこまでを子育て支援の制度として取り上げるのかについては、議論があるだろうが、ここでは、就労との両立制度としてのさまざまな休業・休暇、保育サービス、家族給付、税制を、日本の制度と比較しながら検証する。最後に、フランスの子育て支援の背景にある家族政策の考え方を考察し、日本

の子育て支援への提言を行う。

### I フランスの人口・家族・労働の現状

フランスの人口は、2007年1月現在、約6340万人である(表1参照)。2006年の出生数は約83万人となり、1981年以降最高水準となった(前年比2万3100人増)。死亡の減少が、自然増に影響している(前年比7100人減)。合計特殊出生率は、2.0を超え、EUのなかでは、出生率の高い国の1つとなっている(1990年以降の出生率の推移は図1参照)。全体の人口構成は、図2のようになっている。

初婚年齢は、女性29.1歳、男性31.1歳となっている。初婚年齢は、だんだんと高くなっている。

2006年(暫定値)の婚姻数は、約27万件であり、婚姻数は減少している。これはPACS(民事連帯契約)<sup>2)</sup>の影響である。PACSは、2005年に、6万5000件結ばれ、1999年のPACS実施以来26万3000件のPACSが締結されている。同様に、PACSの解消も、2005年には8700件あり、1999年以来3万3600件のPACSが解消された。婚外子は、出生数全体の47.4%を占めている(2005年本国、1980年は11.4%)。2005年に、フランス人と外国人または外国人どうしの婚姻は、全体の18%であった。

平均寿命は、男性77.1歳、女性84.0歳となっている。65歳以上の人口は1030万人で、全人口の16.2%を占めている。

移民増は、2006年、推計9万3600人であった。2005年に比較すると、2000人増加している。移民の動向は、人口増の4分の1に貢献している<sup>3)</sup>。

ところで、フランスの出生率の高さは、移民女性に貢献しているという指摘があるが、実際はどうなのだろうか。2005年の出生数全体77万4355人の子どものうち、母親が外国人であったのは、

表1 人口の状況の一般的推移

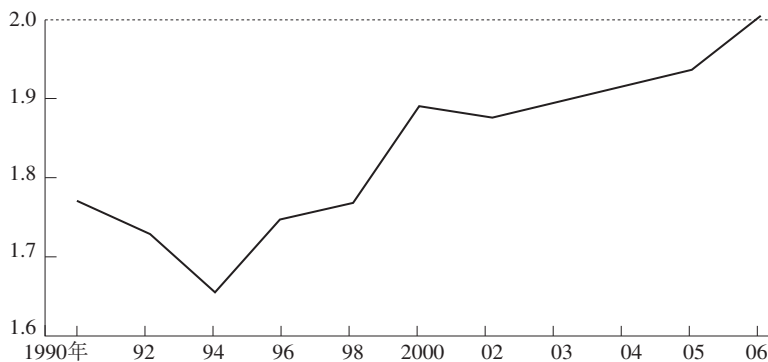
(1000人)

年	7月1日 現在の人口	婚姻	生まれた 子ども	死亡	自然増	推計移民増	調整
1985	5 6461.2	275.8	796.5	560.5	+236.0	+42	0
1990	5 8029.4	294.9	793.9	534.5	+259.4	+77	-52
1995	5 9315.1	262.0	759.7	540.4	+219.3	+42	-54
1999	6 0158.5	293.7	776.5	547.4	+229.2	+61	+89
2000	6 0538.0	305.4	808.2	540.7	+267.5	+71	+87
2001	6 0963.8	295.9	804.1	541.2	+262.9	+87	+86
2002	6 1399.3	286.3	793.6	545.4	+248.3	+97	+87
2003	6 1831.8	282.9	793.9	562.6	+231.3	+102	+87
2004	6 2251.8	278.6	800.2	519.6	+280.6	+105	0
2005	6 2637.6	283.2	807.8	538.2	+269.6	+92	0
2006(p)	6 2998.8	274.4	830.9	531.1	+299.8	+94	0
2007(p)	6 3392.1	—	—	—	—	—	—

注 1: (p)は暫定値である。

2: フランス本国および海外県の数字である。

出所: statistique de l'état civil et « enquête Villes», Insee.



注: 仏INSEE調べ、05、06年は速報値。

出所: 日本経済新聞2007年1月18日掲載。

図1 出生率の推移

9万4310人であった。すなわち、フランスで出生した子どもの母親の12.2%が外国人であった(表2)。なお、フランス人になった外国人女性を含むと15%)。図3に見るように、フランス人女性の出生率1.80に対して、外国人女性は3.29であり、確かに高い出生率となっている(2004年)。しかし、外国人女性は、人口全体のなかでは少数であるので、出生率に0.1の子どもをもたらしたにす

ぎない(フランス人女性の出生率1.8に外国人女性の出生率3.29を加えた出生率の平均は1.9)。したがって、移民のいかにかわりなく、フランスの出生率は、ヨーロッパで最も高い国の1つであると指摘されている<sup>4)</sup>。

フランスの家族は多様化している。25歳未満の青少年は、1826万2000人であるが、そのうち、両親と生活している「伝統的家庭」の子ども

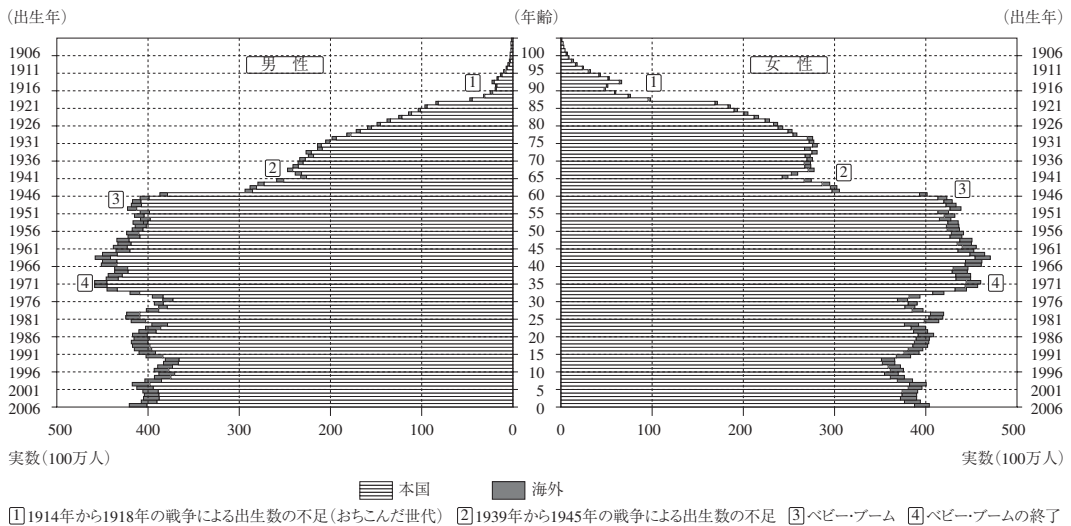


図2 性別・年齢別の人口構成(2007年1月1日現在)

表2 親の国籍による子どもの出生数(本国, 2005年)

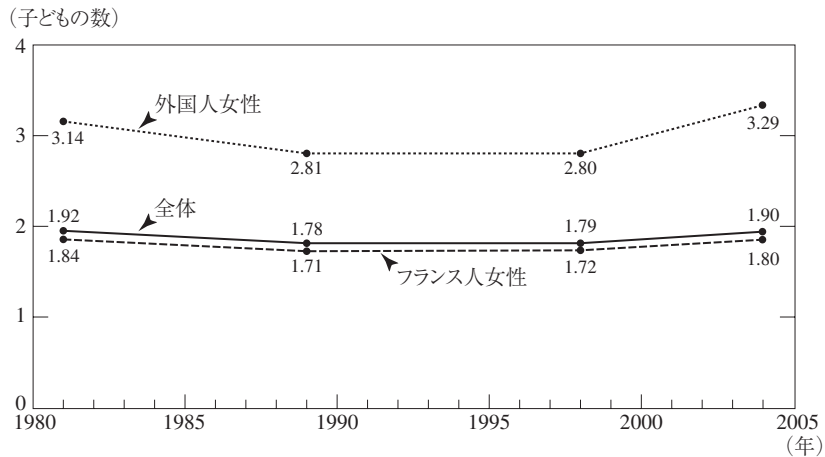
	子どもの数	
	総計	うち母親が外国人
婚姻していない親から生まれた子ども		
母親がフランス人	340 849	
母親が外国人	25 945	25 945
婚姻している親から生まれた子ども		
両親ともフランス人	311 842	
父親外国人・母親フランス人	27 354	
父親フランス人・母親外国人	25 912	25 912
両親とも外国人	42 453	42 453
総計	774 355	94 310

出所：Insee (www.insee.fr)

が1200万4000人、親が再婚した「再構成家庭」の子どもが158万3000人、「単親家庭」の子どもが274万7000人、親元から離れている子どもが192万8000人である(1999年、図4)。再構成家族のうち、異父(母)きょうだいがいる子どもは106万8000人であり、そのうち現在のカップルの子ども51万3000人、前の結びつきで生まれた子ども51万5000人である。異父(母)きょうだいがいない

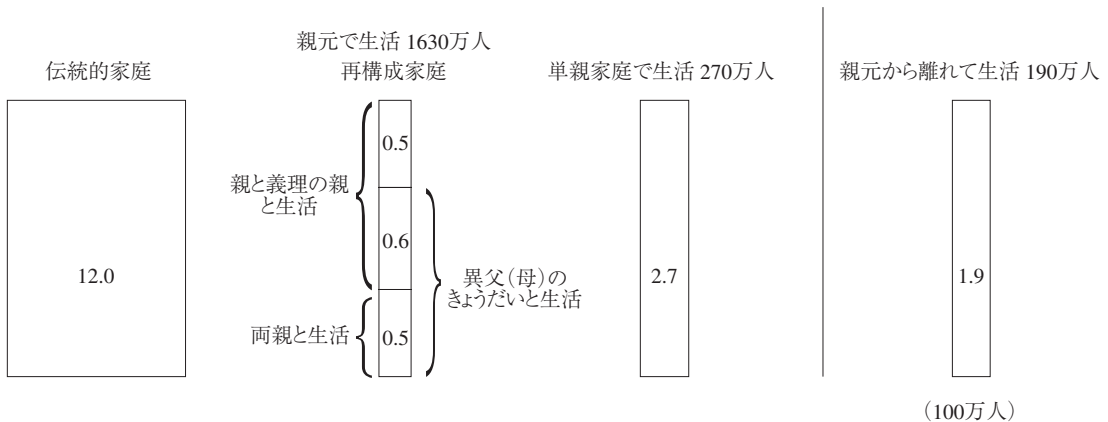
子どもは51万5000人となっている。図5によると、18歳くらいから、フランスの若者は、親元を離れ始めることがわかる<sup>5)</sup>。

フランスの世帯数は、5915万であり、そのうち、65歳未満の世帯が4838万7000、65歳以上の世帯が1073万5000である(2005年)。前者の世帯のうち、単身世帯が455万1000、単親世帯が427万1000世帯(うち母子世帯365万4000世帯)、カッ



出所：[Françoise Legros, La fécondité des étrangères en France : une stabilisation entre 1990 et 1999, Insee Première, n°898, mai 2003] et Insee (exploitation de l'état civil et de recensements de 2004 et 2005).  
(F: Héran et G. Pison, Population & Sociétés, n°432, Ined, mars 2007)

図3 1980年以降のフランス人女性と外国人女性の合計特殊出生率の推移 (本国)

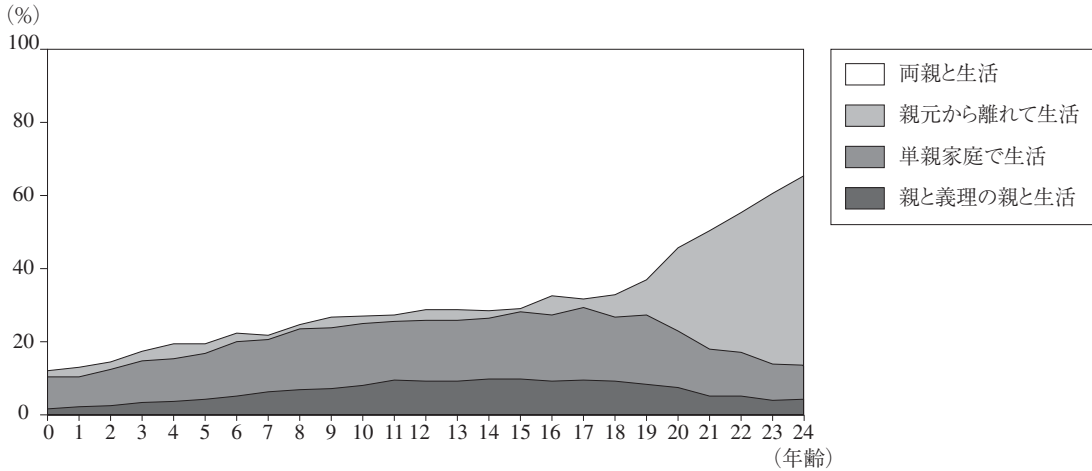


出所：enquête «étude de l'histoire familiale» 1999, recensements de la population 1999, Insee.

図4 25歳未満の青少年の家庭生活 (1999年)

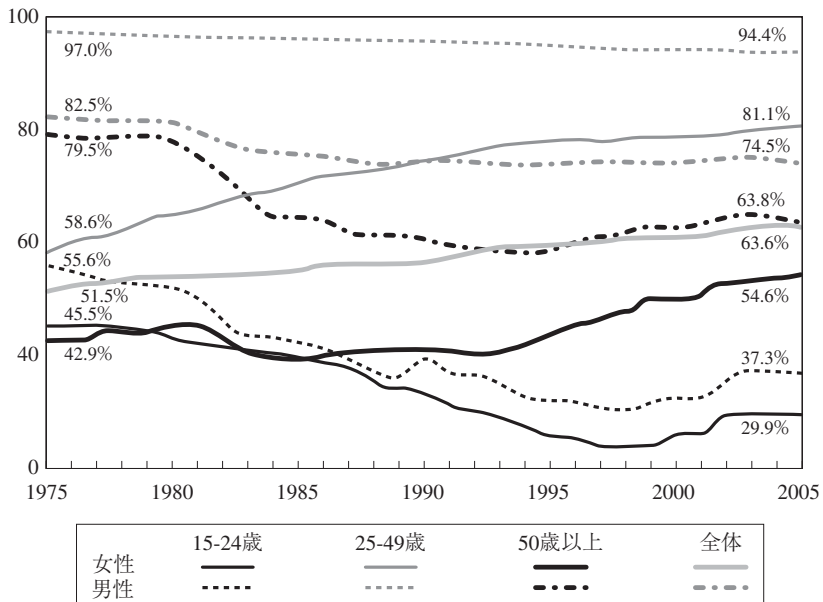
プル世帯が3773万9000である。カップル世帯のうち、子ども1人の世帯は748万500、子ども2人の世帯は1214万9000、子どもが3人以上の世帯は720万3000となっている。

フランスの女性の労働力率(15歳から64歳)は、男性74.5%に対して、63.8%となっている。日本の女性の労働力率は約40%であるので、高い労働力率を示している。図6に見るように、



出所：enquête «étude de l'histoire familiale» 1999, Insee.

図5 家族構成と年齢による25歳未満の青少年の家庭生活 (1999年)



注：2002年までは毎年3月の労働力率である。ただし1990年および1999年1月の調査は除く。2003年からは毎年の平均的労働力率である(シリーズの変更)。

出所：Insee, enquêtes sur l'emploi, in mise à jour 2006 de Regards sur la parité.

図6 年齢区分ごとの男女の労働力率の推移 (15歳から64歳)

表3 男女労働者の日中の活動の平均時間

	月曜日から金曜日		土曜日および日曜日	
	女性	男性	女性	男性
個人的時間	11時間1分	10時間49分	13時間	12時間49分
自由時間	2時間48分	3時間21分	4時間51分	6時間51分
義務的時間	10時間11分	9時間50分	6時間9分	4時間20分
うち職業活動	(6時間25分)	(7時間53分)	(1時間11分)	(1時間5分)
子どもや大人の世話	(43分)	(18分)	(38分)	(22分)
家事時間	(3時間3分)	(1時間18分)	(4時間20分)	(2時間53分)
うち料理	(1時間5分)	(19分)	(1時間29分)	(29分)
掃除	(46分)	(7分)	(1時間3分)	(18分)
洗濯	(27分)	(3分)	(42分)	(4分)
家計	(4分)	(4分)	(3分)	(5分)
買物	(30分)	(17分)	(40分)	(34分)
大工・園芸	(5分)	(37分)	(14分)	(1時間3分)
種々の手入れ	(5分)	(12分)	(9分)	(20分)
総計	24時間	24時間	24時間	24時間

注 1： 個人的時間とは、身の回りのこと、休息、睡眠のための時間である。

2： 本調査は、2人とも労働者のカップルが対象である。

出所： Insee, enquête emploi du temps 1998-1999.

24歳から49歳の女性の労働力率の伸びが著しい。その世代で、81.1%となっている(1975年は58.6%)。今やフランスの女性の年齢階級別労働力率のカーブは、台形になっている。女性の労働力率は、3歳未満の子ども1人の場合80.2%、子ども2人の場合59.8%、子ども3人の場合37.1%となっている(2005年)。子どもが2人くらいまでなら、育児は就労継続の障害とはなっていない。

しかし、フランスでは、男性の家事参加は進んでいない(1998年から1999年の調査)。表3に見るように、子どもや大人の世話および家事にかかる時間は、平日で女性43分に対して、男性18分となっており、男女間で大きな開きがある。土曜日や日曜日においても、同様である。

## II 子育て支援制度の概要

### 1. 就労との両立制度—出産・養子休業および家族に関する休暇<sup>6)</sup>

フランスは、子どもの出産・養子休業および家族

に関連するさまざまな休暇を、国が定めている<sup>7)</sup>。

(1) 出産休業 (congé de maternité)、養子休業 (congé d'adoption)、(2) 父親休暇 (congé de paternité)、(3) 育児親休業 (congé parental d'éducation)、(4) 病児看護休暇 (congé pour enfant malade)、(5) 親つきそい休暇 (congé de présence parentale) は、労働法典 (CODE DE TRAVAIL) の「第1巻労働関係の協定」の「第2款労働契約」の「第II章労働契約に固有の規制」の「第V節母性及び子どもの養育の保護」に規定されている。(6) 看取り休暇 (congé de solidarité familial)、(7) 家族援助休暇 (congé de soutien familial)、(8) 家族の出来事休暇 (congés pour événements familiaux) は、同じく労働法典の「第2巻労働規制」の「第II款休憩及び休暇」の「第V章無給の休暇」の「第VI節看取り休暇」「第VII節家族援助休暇」、および「第VI章家族の出来事休暇」にそれぞれ規定されている。このように、労働法典のどこに規定されているかで、その休業・休暇の位置づけがわかる。

## (1) 出産休業、養子休業

## ①妊娠状態・産後の保護および差別禁止（労働法典L.122-25条、L.122-25-1-1条、L.122-25-2条、L.123-1条）

妊娠女性や産後の女性に対する法的保護が、労働法典に規定されている。妊娠状態を理由とする、採用拒否、試用期間中の労働契約の解約、異動の発令を使用者が行うことは、禁止されている。使用者が、妊娠状態の情報を収集することは禁止されており、また、応募女性または女性労働者は、妊娠女性保護規定の適用を要求する場合を除き、その妊娠状態を申告する義務はない。裁判において、使用者は、その決定を正当化するすべての要素を裁判官に提出しなければならない。疑いが残るときは、妊娠女性に有利になる。

深夜業で働く妊娠女性または産後の女性は、妊娠中または産後休業中、請求により昼のポストに配置される。使用者は、女性労働者が妊娠中、出産休業中、または出産休業後4週間は、労働契約を解約することができない。

さらに、2006年3月23日法によって、妊娠が差別理由として加わった。採用拒否、異動の発令、労働契約の解約・更新拒否において妊娠を理由とすること、また、すべての措置、特に、報酬、教育訓練、配置、格付け、分類、職業上の昇進、異動において妊娠を考慮することは、何人もできない。

日本では、労働基準法19条で、使用者は、産前産後休業中及びその後30日間の女性労働者を解雇することが禁止されている。また、均等法では、妊娠・出産を退職理由とすること、妊娠・出産・産前産後休業をしたことを理由とする解雇の禁止に加えて、2007年4月からは、産前休業を請求したことなども禁止理由とされ、解雇のみならず、降格などの不利益取扱いも禁止された。しかし、均等法の行政解釈は、妊娠・出産を理由とする差別を、性差別ではないとしている（平10・6・11、女発第168号）<sup>8)</sup>。

表4 出産休業の期間

家族の状況	産前休業	産後休業	総計
普通出産の場合 1人目・2人目の出産	6週間	10週間	16週間
3人目の出産	8週間	18週間	26週間
多胎出産の場合 双子の出産	12週間	22週間	34週間
3つ子以上の出産	24週間	22週間	46週間
母親が妊娠・出産に伴う病気である場合	+2週間	+4週間	

出所：Social 2006, EDITIONS FRANCIS LEFEBVRE, 2006, 738頁の図を基にした。

## ②出産休業（労働法典L.122-25-2-1条、L.122-26条、L.122-26-1条）

フランスの出産休業は、表4に見るように、普通出産でも、子どもが何人目かで日数が異なる。1人目と2人目の場合は総計16週であり、日本の総計14週と余り異なる日数であるが、子どもが3人以上になると26週と手厚い日数になる。また、普通出産か、多胎出産かで日数が異なる。3つ子以上であると総計46週の出産休業を取得でき、1年近く取得できる。このように、出産休業には、3人目あるいは多胎出産を優遇する考え方が表れており、出産奨励的な制度設計になっている。

また、日本と異なる点は、出産休業日数に柔軟性があるということである。日本の場合は、産前休業の6週間が任意の休業であるので、日数を自分で設定できる。産後休業は、強制休業であるが、6週間を過ぎると、本人の請求および医師の判断により職場復帰できる。このような柔軟性はあるが（労働基準法65条）、それに限られているのに対し、フランスの柔軟性には多様性がある。

2007年3月5日法によって、さらにフランスの出産休業の柔軟性は増加した（2（6）で述べる「乳幼児計画」を参照）。すなわち、1人目を出産する女性は、自らの請求および妊娠に携わる医療関係者の同意を条件に、産前休業を最大3週間短縮することができ、その分の期間、産後休業は繰り下

表5 出産時に女性労働者が取得した休業のタイプと期間(2004年)

子どもの数	休業・休暇のタイプ	割合(%)	平均期間(日)
1人または 2人	出産休業のみ	12	107
	出産休業と病気休業のみ	32	139
	出産休業・病気休業・年次有給休暇	21	163
	出産休業・病気休業・特別休暇	19	174
	出産休業と年次有給休暇のみ	4	130
	その他	12	185
	総計	100	
3人以上	出産休業のみ	16	163
	出産休業と病気休業のみ	31	189
	出産休業・病気休業・年次有給休暇	24	218
	出産休業・病気休業・特別休暇	12	204
	出産休業と年次有給休暇のみ	7	208
	その他	9	244
	総計	100	

出所：Dress, enquête« Congé autour de la naissance », 2004

げられる。産後休業の延長は、母親が子どもとより多くの時間をすごすことを可能にする。

双子の出産の場合、産前休業を最大4週間増やすことができ、その分の期間、産後休業は短縮される。3人目の出産の場合、自らの請求および妊娠に携わる医療関係者の同意を条件に、産前休業を最大3週間短縮することができ、その分の期間、産後休業を繰り下げられる。また、産前休業を最大2週間増やすこともでき、その分の期間、産後休業を短縮することができる。

妊娠または出産に伴う病気の場合は、産前休業2週間、産後休業4週間を追加することができる。

母親が死亡した場合には、父親が、産後最大10週間の休業を取ることができる。3人目の出産の場合、双子の出産の場合、各々18週間、22週間取得できる。このような父親のための出産休業は、日本では法制度化されていない。

なお、労働協約などによって、上述した出産休業の法定休業期間に上乘せた期間の出産休業を認めている場合がある。

また、出産・養子休業中の代替労働者の採用に関して、一定の要件を満たした、労働者50人未

満の企業に対して、国が使用者を援助することを定めている。そのためには、国と使用者間で協定を結ぶことが必要となるが、国を代理して、県知事(県の労働・雇用・職業教育局)が使用者と協定を締結する。2007年で、代替労働者1人につき、400ユーロ(6万8084円)が支給される<sup>9)</sup>。

### ③出産休業の現状

2004年に、保健・青少年・スポーツ省管轄の評価・統計調査研究局(direction de la recherche des études de l'évaluation et des statistiques)が実施した「出産に関する調査」から、フランスの出産休業の現状を紹介しよう<sup>10)</sup>。女性たちは、法定出産休業期間である16週間の場合は、一般的に38日、26週間の場合は、21日の追加的な休業を取得していた。10人中7人は、追加的な休業として、妊娠・出産に伴う病気休業を利用していった。女性たちの29%は、労働協約に定められた特別休暇に付け加えて、出産の際に、年次有給休暇の一部をさらに取得していた。表5は、出産時に女性が取得した休業・休暇のタイプである。1人または2人の子どものいる場合、最も多いタイプ上位3つをあげると、「出産休業と病気休業」32%、「出産休業・



病気休業・年次有給休暇」21%、「出産休業・病気休業・特別休業」19%であった。3人以上の子どものいる場合は、「出産休業と病気休業」31%、「出産休業・病気休業・年次有給休暇」24%、「出産休業のみ」16%である。

出産に伴って取得した休業週を見ると、工場労働者は、他の職業よりも早く職場復帰している。また、期間の定めのある契約などの雇用の不安定な労働者は、同様に、早期に職場復帰している。逆に、雇用の安定している期間の定めのない契約の女性、特に公的部門の女性、幹部職・高度知的職業および中間的職業の女性は、長期の休業を取得している傾向がある。

しかし、出産休業の職業活動への影響は、幹部職および中間的職業の女性に顕著に見られ、33%の女性が休業前に労働を再編しなけりばならなかったし、37%の女性は、超過労働に直面しなけりばならなかった。

84%の女性は、もっと長期の出産休業を望んでおり、70%の女性は、第1子出産のときに、1年間休業したかったと答えている。3人に1人の女性は、自分たちは、職業活動の枠内で、男性よりも一層の恩恵を環境整備から受けるべきであると考えている。

#### ④出産に関する現物給付、現金給付（社会保障法典L.331-2条、L.331-3条～L.331-7条）。

日本では、通常の出産は、保険診療の対象ではなく、全額自己負担となり、出産費用の補填として出産一時金（35万円）が、被保険者または扶養する配偶者のいる被保険者に支給される。フランスは、出産保険（assurance maternité）がカバーし、保険診療の対象となる。通常の医療が、20%から30%の自己負担があるのに対して、出産については、自己負担がないという点で、特権的に扱われている<sup>11)</sup>。現物給付は、出産保険の被保険者のみならず、被保険者の配偶者および自分または配偶者の扶養する子どもにも支給される。

出産休業中は、労働契約が停止するので、女性労働者には、労務提供義務は発生しないが、従業員としての身分は維持できる。使用者は賃金を支払う法的義務はない。そこで、出産保険（疾病保険初級金庫所管）から出産休業の所得保障（l'indemnité journalière de repos）がなされる。これは、被保険者である母親に対してのみ給付される（ただし、母親が死亡した場合に父親が出産休業を取得した場合には支給される）。受給日額は、疾病保険の基礎日額に相当する（2007年で、最高71.80ユーロ＝1万2221円<sup>12)</sup>）。なお、出産保険からの給付を受けるためには、最低総計8週間の出産休業を取得することが必要条件となる。また、前述したような出産休業の取得日数の配分の柔軟化に対応して、出産手当金が支給される。

日本では、自営業や農業などの女性が出産によって休業した場合、国民健康保険においては、出産手当金は任意給付となっており、支給されていないのが現状である。フランスでは、農業の女性が、出産し、就労を中断する場合、代わりに働く人にかかると費用（賃金労働者の採用）の90%をカバーする特別の代替手当（une allocation de remplacement）が、最大98日間支給される。この手当の上限は、1日76.90ユーロ（1万3089円）であり、予定している就労の中断の日の20日前までに、農業社会福祉共済組合（la Mutualité Social Agricole, MSA）に申請しなければならない。

女性が職人、商人、自由職業である場合は、出産による活動の低下を部分的に補填するために、出産による休養の一括手当（une allocation forfaitaire de repos maternel）を受給できる。妊娠7カ月目および出産後の2回に分けて2279.11ユーロ（38万7927円）が支給される。さらに、当該女性が継続する30日間就労を中断する場合は、30日に対して1139.56ユーロ（19万3965円）の一括日々補償（une indemnité journalière forfaitaire）が支給される。さらに、15日、30日、60日の就労

中断が続くと、各々 1709.26ユーロ (29万933円)、2279.11ユーロ (38万7927円)、3418.67ユーロ (58万1892円) が支給される<sup>13)</sup>。このように、雇用労働者以外に対しても、出産休業に伴う所得保障が行われていることが、フランスの特色である。

出産保険の財源は、労使の拠出する保険料であり、出産保険は、疾病、出産、障害、死亡全体をカバーする疾病保険の一部であり、疾病保険の保険料の使用者負担は賃金の13.10%、労働者負担は賃金の0.75%の計13.85%である。

なお、3で述べるように、フランスでは、出産保険からの現金給付とは別に、家族給付として、出産に伴う費用補償として出産手当が、支給される(所得要件あり。表13参照)。

#### ⑤養子休業(労働法典L.122-26条、L.122-28-10条)

養子とする子ども<sup>14)</sup>の引き取りのために外国や海外県に行く労働者は、無給の最大6週間の休暇の権利がある。

養子を引き取る場合、最低10週間の養子休業を取得できる。2人以上の養子を引き取る場合は、22週間の養子休業となる。養子によって、子どもが3人以上になる場合は、養子休業は、18週間である。

養子の場合も、出産と同じように休業期間中の所得保障が出産保険から支給される。

#### (2) 父親休暇(労働法典L.122-25-4条)と現金給付(社会保障法典L.331-8条)

父親休暇は、2001年12月21日法によって、新設された父親のための休暇である。普通出産の場合、継続する11日間、多胎出産の場合、継続する18日間の父親休暇を取得できる。父親休暇中の所得保障として、出産保険から、出産休業と同じ給付がなされる。

#### (3) 育児親休業(労働法典L.122-28-1条～L.128-28-7条)と就業自由選択補足手当(社会保障法典L.531-4条)

日本の育児休業に相当するのが、フランスでは、育児親休業である。労働法典または労働協約・協定の定める出産休業または養子休業を終了後、最低1年間の勤続年数のある労働者が取得することができる。育児親休業には、労働契約を停止し、終日休む育児休業タイプと当該事業所に適用される労働時間を少なくとも5分の1削減する短時間勤務タイプの2つが規定されている。日本は、前者の育児休業は、育児・介護休業法に定められているが、短時間勤務制度は、事業主の取るべき措置の1つの制度として規定されているにすぎない。したがって、その企業で、制度化されていなければ、短時間勤務制度を利用することはできない。

育児親休業または短時間勤務期間は、子どもの3歳の誕生日に終了する。3歳未満の子どもの養子の場合、子どもの引き取りから3年間で終了する。育児親休業または短時間勤務は、最長1年間で、2回更新することができる。

子どもに重大な疾病、事故、障害がある場合は、育児親休業または短時間勤務は、定められた期間よりも最長1年間延長することができる。

育児親休業または短時間勤務終了後、労働者は、原職または少なくとも同等の賃金の同種の仕事に復帰する。職場復帰した労働者は、特に技術や労働の方法の変化があった場合は、職業教育を受ける権利を有する。

育児親休業期間は、受給要件に合えば、就業自由選択補足手当(表13参照)を受給できる。日本では、育児休業取得者、すなわち雇用労働者のみが、育児休業給付を雇用保険から受給できる制度になっているが、フランスは、必ずしも育児親休業を取得していなくても、就業自由選択補足手当を受給できる。それは、受給要件が、過去の老齢保険拠出金の拠出期間となっているからである。

例えば、第2子出産の場合、過去4年間に老齢拠出金を8四半期(2年間)拠出していることが受給要件となっているので、4年間に合計2年間老齢保険拠出金を拠出する働き方をしていれば、最近働いていなくても、受給することができる。日本のように、雇用保険の被保険者であることを受給要件としていないこと、そして家族手当金庫という独立した機関により支給されることが、このことを可能にしている。

#### (4) 病児看護休暇(労働法典L.122-28-8条)

労働者は、16歳未満の子どもが、診断書で証明される疾病または事故の場合に、無給の休暇を取得する権利がある。休暇は1年につき最大3日である。子どもが1歳未満または16歳未満の子どものを3人以上扶養する場合は、最大5日である。

#### (5) 親つきそい休暇(労働法典L.122-28-9条)と親つきそい日々手当(社会保障法典L.544-1条)

家族給付の受給要件を満たす子どもが、重大な疾病、事故、障害で付き添いを必要とする場合、労働者は、3年間に最大310日の親つきそい休暇を取得できるが、分割することはできない。

親つきそい休暇中の所得保障として、家族給付から親つきそい日々手当(表13参照)が支給される。カップルで生活している場合は、1日39.85ユーロ(6783円)である。

#### (6) 看取り休暇(労働法典L.225-15条～L.225-19条)

この休暇は、必ずしも子どもが対象ではないが、尊属、卑属、同居人が緩和ケアを受けている場合、労働者は、終末期の人の看取り休暇を取得する権利がある。看取り休暇は、最長3カ月で、1回だけ更新できる。使用者の合意が得られれば、短時間勤務にすることができる。所得保障は規定

されていない。

#### (7) 家族援助休暇(労働法典L.225-20条～225-27条)<sup>15)</sup>

勤続2年以上の労働者は、配偶者、事実婚配偶者、PACSのパートナー、尊属、卑属、扶養する子ども、4親等の傍系親族などが、障碍または特別に重大な自立喪失である場合、労働者は、無給の家族援助休暇を取得することができる。期間は3カ月で更新することができるが、キャリア全体として1年を超えることはできない。

#### (8) 家族の出来事休暇(労働法典L.226-1条)

労働者は、家族の出来事に関して、次のような特別な欠勤が認められ、これらの欠勤日は、賃金が減額されない。年次有給休暇と同じ扱いになる。労働者自身の結婚4日、子どもの誕生または養子の引き取り3日(同じ子どもについて、出産休業・養子休業を同時に取ることはできない)、配偶者(PACSパートナーを含む)または子どもの死亡2日、子どもの結婚1日、父母・義理の父母・きょうだいの死亡1日となっている。日本では、このような休暇は法定されず、各企業の就業規則で定めている場合がある。

#### (9) 育児等による不就業と社会保障(社会保障法典L.161-9条～L.161-9-2条、L.351-4条～L.351-6条、D351-1-7条、L.351-12条、R.351-30条、L.381-1条)<sup>16)</sup>

就業自由選択補足手当の受給者または育児親休業の取得者は、手当受給期間または休業期間は、元の制度の疾病保険および出産保険の現物給付の権利を維持する。労働を再開した場合、12カ月間は、疾病、出産、障碍、死亡の各保険の現物給付および現金給付の権利を復活する。

育児等で就業していない人(カップルまたは単身の父親および母親)に対しては、家族手当金庫

が保険料を負担することによって、最低賃金を基礎とする年金権が保障される（在宅親老齢保険。l'assurance vieillesse des parents au foyer, AVPF）。そのためは、次の3つの要件をいずれも満たす必要がある。

- ①3歳未満の子ども1人、3人以上の子ども、80%（障害等級）以上の障害児（者）のいずれかを扶養しているか、または扶養する配偶者がいること。
- ②基礎手当（旧乳幼児手当）、就業自由選択補足手当（旧育児親手当）、親つきそい日々手当、家族補足手当、障害者手当、障害児受入れ手当のいずれかを受給していること。
- ③単親または障害者を扶養する家族を除き、一定以下の所得であること。

家族手当金庫から全国老齢保険金庫へ社会保障の内部移転がなされる。2004年には、一般制度の被保険者のうち約200万人が、在宅親老齢保険制度の恩恵を受けたが、そのうち92%は女性だった<sup>17)</sup>。

さらに、女性被保険者に対しては、育てた子ども

1人につき1年四半期で最大8四半期（2年間）の保険期間の加算（une majoration de leur durée d'assurance）がなされるが、子育てする男性被保険者には加算されない<sup>18)</sup>。

男性労働者に対しては、育児親休業期間を保険期間とみなす措置が取られている。女性労働者についても、前述の2年間の加算期間よりも有利な場合は、同様の適用が受けられる。

また、生育している3人以上の子ども（養子・里子も含む）を持つ場合は、男女被保険者双方に対して、年金額が10%加算される（majorations pour enfants）。この加算には税金は課されず、年金額および両親ともに加算されるという点で、不公平な制度であると指摘されている<sup>19)</sup>。

## 2. 保育サービス

フランスの保育サービスの全体像を示すと、図7に示すように、施設保育と在宅保育に分かれ、さまざまなタイプの保育サービスの提供がなされている。日本と比較していくつかの特色がある。第1に、保育サービスの形態が多様である。保育

		0歳	2歳	3歳	就学前
施設	施設	Les Halte-Gardrie (一時託児所)			
		Ecole maternelle (保育学校)			
在宅	保育	Crèche (保育所) 施設型, 親管理型等		Jardin d'enfants (幼稚園)	
	在宅	Crèche familiale (家庭型保育所)		Assistante maternelle (認定保育ママ, 県政府に登録)	
		Nourrice (無認定保育ママ)			

出所：フランス家族省，在米フランス大使館資料，藤井良治・塩野谷祐一編「先進国の社会保障 フランス」等より内閣府少子化対策推進室で作成（『平成17年度版少子化社会白書』内閣府，2005年，83頁）

図7 主な保育サービス体系（年齢別）

所も、乳幼児教育の専門家による保育所だけでなく、親がかわる親保育所がある。また、保育ママを中心とする在宅の個人的な家庭保育が盛んである。国は、保育ママ制度<sup>20)</sup>、保育サービスの重要な柱として位置づけている。第2に、親のニーズがあるにもかかわらず、集団保育所などの施設保育の整備状況が不十分であり、地域間格差がある。後述する2007年の「乳幼児計画」は、まさにそれに応えるものである。第3に、保育所の運営主体として、地方自治体だけでなく、親や民間団体<sup>21)</sup>が大きな役割を果たしている。第4に、3歳からの就学前教育として国民教育省所管の保育学校<sup>22)</sup>があり、学童保育もついていることが多いので、事実上保育所としての役割を果たしている。3歳以降の保育は保育学校によってほぼ解決されており、フランスでの保育問題は3歳未満の保育である。

乳幼児受入れの使命は、3つあり、第1に、子どもの健康、安全、充足感、発達に配慮すること、第2に、障害を持つ子どもや慢性の病気を持つ子どもの社会的統合をめざすこと、第3に、職業生活と家庭生活の両立を可能にするように親を援助することと規定されている（公衆衛生法典R.2324-17条）。日本の保育所は、児童福祉の観点で、「保育に欠ける」子どもを保育することを使命としている（児童福祉法39条）。フランスの場合は、児童福祉の観点だけでなく、障害児・病児の社会的統合や親への援助も使命として明記している。

公衆法典R.2324-17条によると、保育サービスはいくつかに区分できる。第1に、「恒常的受入れ」(l'accueil régulier)と「一時的受入れ」(l'accueil occasionnel)である。前者は、年単位で、子どもの恒常的な受入れ時間帯を決める。場合によっては、短時間の恒常的受入れもある。後者は、年単位の登録をしないか、または不確かであり、定まらない時間帯で利用される。第2に、「集団的受入れ」(l'accueil collectif)と「家庭的受入れ」(l'accueil familial)である。前者は、子どもを集団的に受入

れ、乳幼児教育の専門家によって管理される。後者は、母子保護センター（後述）に公認された保育ママ（後述）または施設（家庭保育所）に雇用された保育ママの自宅で行われる。第3に、「多機能受入れ」(un multi-accueil)である。これは、恒常的受入れと一時的受入れ、または家族的受入れと集団的受入れというように、1つの施設で多機能の受入れを行う。

運営主体から区分すると、市町村運営、民間団体運営、従業員のために行う企業運営、民間企業運営がある。2003年4月の家族会議は、民間企業が乳幼児受入れサービスを創設し、運営することを認めた。そこで、全国家族手当金庫は、民間企業に対しても、資金援助を行っている<sup>23)</sup>。

本稿では、保育サービスを、「集団的受入れ」と「家庭的受入れ」に分けて、説明する<sup>24)</sup>。

#### (1) 集団的受入れ

##### ① 集団保育所 (les crèches collectives、公衆衛生法典R.2324-25条)<sup>25)</sup>

親が働いている間、3歳未満の子どもを日中恒常的に受入れ、子どもの心身の発達に必要な世話がなされる。フルタイムで預かるか、または、短時間で預かる。原則として、恒常的な就労をしている家族を対象としている。多機能受入れをしている場合は、一時的な受入れが可能である。入所は、措置により、保育所長、行政代表、医療代表からなる委員会が判断する。集団保育所は、3つのタイプに分かれる。

##### A. 地域の伝統的な保育所 (les crèches traditionnelles de quartier)

子どもの住所近くに設けられる保育所で、定員は最大60名である。日中8時から12時間開き、夜、日曜日、祝日は閉鎖する。81%が地方自治体によって設置され（市町村が72%、県が9%）、18%が民間団体によるものである。地域保育所は、集団保育所の85%を

表6 定員60名の集団保育所の設置基準

区分A：受入れユニット		360m <sup>2</sup>
A1	年長組 (20名の子ども)	120m <sup>2</sup>
	遊戯室 2 × 31m <sup>2</sup>	62m <sup>2</sup>
	睡眠室 2 × 24m <sup>2</sup>	48m <sup>2</sup>
	トイレ 2 × 5m <sup>2</sup>	10m <sup>2</sup>
A2	年中組 (20名の子ども)	120m <sup>2</sup>
	遊戯室 2 × 31m <sup>2</sup>	62m <sup>2</sup>
	睡眠室 2 × 24m <sup>2</sup>	48m <sup>2</sup>
	トイレ 2 × 5m <sup>2</sup>	10m <sup>2</sup>
A3	年少組 (20名の子ども)	120m <sup>2</sup>
	遊戯室 2 × 31m <sup>2</sup>	62m <sup>2</sup>
	睡眠室 2 × 24m <sup>2</sup>	48m <sup>2</sup>
	トイレ 2 × 5m <sup>2</sup>	10m <sup>2</sup>
区分B：業務の部屋		90m <sup>2</sup>
B1	調理室・食料庫	30m <sup>2</sup>
B2	授乳室	5m <sup>2</sup>
B3	リネン室	11m <sup>2</sup>
B4	洗濯場	11m <sup>2</sup>
B5	ロッカー・職員トイレ	18m <sup>2</sup>
B6	職員休息室	15m <sup>2</sup>
区分C：受入れ・管理の部屋		25m <sup>2</sup>
C1	管理・応接室	13m <sup>2</sup>
C2	多目的室	12m <sup>2</sup>
区分D：子どもの部屋		65m <sup>2</sup>
D1	広間 (おもむつ交換設備を含む)	50m <sup>2</sup>
D2	水遊びの部屋	15m <sup>2</sup>
区分E：屋外の設備		400m <sup>2</sup>
E1	庭	
E2	生活単位専用のテラスと庭	
区分F：機能的な部屋-収納		67m <sup>2</sup>
F1	乳母車置き場	20m <sup>2</sup>
F2	小物 (オムツなど) の収納	20m <sup>2</sup>
F3	手入れ用品の収納	10m <sup>2</sup>
F4	おもちゃの収納	5m <sup>2</sup>
F5	ゴミ箱	5m <sup>2</sup>
F6	障害者のための給排水設備	4m <sup>2</sup>
F7	掃除用具置き場	3m <sup>2</sup>
総計		607m <sup>2</sup>

出所：MAIRIE DE PARIS, Comment créer un établissement d'accueil des jeunes enfants, 出版年不詳, 39頁-40頁.

占めている。定員60名の集団保育所の設置基準は、表6のとおりである。

B. 従業員のための伝統的な保育所 (les crèches traditionnelles de personnel)

親の就業場所に設けられた保育所で、企業や行政機関の就業時間に合わせる事ができる (例えば病院)。定員は最大60名である。

2003年の家族会議に提出された報告書 (Rapport du groupe de travail, FAMILLES ET ENTREPRISES, 26頁) によると、224の企業内保育所があり、1万5000人以上の子どもを受け入れている。その数は、保育所に受け入れられている子どもの7%に相当する。4の(2)に述べるように、企業内保育所の設置等に対する優遇税制が導入され、活発化している<sup>26)</sup>。

C. 親の運営する保育所 (les crèches à gestion parentale)

3歳未満の子どもを、乳幼児の教育専門家と協力して、親が交代で世話をする。定員は最大20名であるが、例外的に、25名まで拡大できる。

②一時託児所 (les haltes-garderie)

短時間かつ一時的な受入れ施設である。予約が、一般的に必要である。6歳未満の子どもを預かり、自由な時間を養育者に与えることを目的とする。就労か否かを問わず、短時間の活動をする家族を対象とする。また、3歳未満の子どもについては、ほかの子どもとの出会いと共通の活動時間を提供することを目的とし、保育学校への入学準備をする。伝統的な一時託児所は、定員は最大60名であるが、親が管理する一時託児所の定員は、最大20名である (例外的に25名)。定員20名の一時託児所の設置基準は、表7のとおりである。

伝統的な一時託児所は、10のうち、5が市町村によって運営され、4が民間団体によって運営されている。

③幼稚園 (les jardins d'enfants)

幼稚園は、日中3歳から6歳の子どもを恒常的に受け入れる。保育学校の代わりに役目を持っており、運動や遊びを通して、子どもの心身の能力の発展を図る。場合によっては、2歳の子どもを受け入れることができる。定員は最大80名である。

④多機能施設 (les établissements multi-accueil)

多機能施設は、6歳未満の子どもに、同じ制度

表7 定員20名の一時託児所の設置基準

区分A：受入れユニット		75m <sup>2</sup>
A1	年少組の部屋	15m <sup>2</sup>
A2	睡眠室	10m <sup>2</sup>
A3	運動室	30m <sup>2</sup>
A4	瞑想室	15m <sup>2</sup>
A5	年長組のトイレ（年少組・年中組のためにおむつ交換を含む）	5m <sup>2</sup>
区分B：業務の部屋		30m <sup>2</sup>
B1	授乳室	5m <sup>2</sup>
B2	職員のロッカー・トイレ	5m <sup>2</sup>
B3	職員室	10m <sup>2</sup>
B4	暖取り室	12m <sup>2</sup>
区分C：管理・受入れの部屋		20m <sup>2</sup>
C1	親の入口・応接室	10m <sup>2</sup>
C2	管理室	10m <sup>2</sup>
区分E：屋外の設備		100m <sup>2</sup> から150m <sup>2</sup>
E1	庭	
区分F：機能的な部屋・収納		35m <sup>2</sup>
F1	乳母車置き場	10m <sup>2</sup>
F2	洗濯場	5m <sup>2</sup>
F3	収納室	5m <sup>2</sup>
F4	おもちゃの収納	5m <sup>2</sup>
F5	ゴミ箱、掃除用具置き場	6m <sup>2</sup>
F6	障害者のために給排水設備	4m <sup>2</sup>
総計		162m <sup>2</sup>

出所：MAIRIE DE PARIS, Comment créer un établissement d'accueil des jeunes enfants, 出版年不詳, 41頁。

の中で多様な受入れ方法を提供する。同じ場所で、集団的保育所および/または家庭的保育所の定員と、一時託児所・幼稚園の定員を同時に提供し、よりよい定員の確保を保証し、親の要望に合ったよりよい選択を可能にする。単一機能施設に比較すると、運営の柔軟さによって、フルタイム、短時間、一日の受入れ、半日の受入れなど多様な希望に沿うことができる。

伝統的な運営をする多機能施設の定員は最大60名であり、親が運営する多機能施設の定員は最大20名である（例外的に25名）。集団的受け入れと家庭的受入れを同時に保証する多機能施設の場合は、定員は最大100名となる。開館時間は、平

均的に1日10時間から12時間である。

## (2) 家庭的受入れ

以下に述べる家庭的受入れという保育方法を選択した場合は、3で述べる保育方法自由選択補足手当によって、保育費用の補填がなされる。

### ①保育ママ (les assistantes maternelles) による保育 (社会福祉・家族法典L.421-3条)

保育ママは、報酬を受け取って、子どもを永続的にではなく、日常的に、その自宅で、子どもを受け入れる。費用が安いこと、女性の雇用創出につながることで、親の都合に合わせてやすいことから、発展した。

公認保育ママになるためには、居住する県の県議会議長の認可が必要である（パリ市では、県議会議長の代わりに、パリ市家族・乳幼児局が担当している）。子どもの身体的・知的・情緒的發展を保障し、健康診断にパスし、物理的快適さと子どもの安全が確保できる住居を所有していることが、保育ママになる条件である。保育ママになるには、専門的な職業資格はいらないが、子どもの受入れ前に60時間、2年後に60時間の計120時間の職業教育を受けることが義務づけられている。2005年6月27日法によって、保育ママを増やし、その職業的魅力を高めるために、職業教育時間が60時間から120時間に延長された。

県議会議長は、認可すると、保育ママの居住する市役所に通知する。市役所によって、保育ママのリストが作成され、保育ママを探している家族に公開される。

保育ママに深く関係するのが、県所管の母子保護センター (protection maternelle et infantile, PMI) である。上記の保育ママの公認の申請の窓口であり、職業教育を実施し、保育ママの監督も行う。

保育ママによる保育には、2つの方法がある。1つは、市町村または民間団体の運営する家庭保育所に雇用される保育ママに預ける方法である。も

う1つは、直接親と保育ママとの間で労働契約を結んで保育ママに預ける方法である。

#### A. 家庭保育所に雇用される労働者である保育ママ

この方法は、独立の保育ママに子どもを預けることにも、集団保育所に登録することにも躊躇する人に適する保育方法である。2つの保育方法を結び付ける。子どもは保育ママの家に預かってもらえるが、保育ママは、家庭保育所に雇用されているので、親は直接保育ママと金銭上の関係はない<sup>27)</sup>。

公認保育ママは、一般的に3歳未満の子どもを1人から3人、通常は日中自宅に預かる。週のうち、1回か2回、保育ママとそこに預けられている子どもは、家庭保育所に行き、そこで、乳幼児教育指導員から幼児教育を受ける。

家庭保育所は、保育ママが休んだときや年次有給休暇を取得する場合は、代替りの保育ママを見つけてくれる<sup>28)</sup>。

家庭保育所の85%以上は、市町村が運営している。

#### B. 親が雇用する保育ママ

対象は、6歳未満の子どもである。親が直接、保育ママを雇い、労働契約を結び、報酬を支払う。親は、労働法典の規制を受け、かつ、保育ママに関する全国労働協約(2005年1月1日から施行)の適用も受ける。したがって、親は、保育ママに関する全国労働協約に沿った内容の労働契約を結ぶことが義務づけられている。パリ市の作成した「保育ママとの労働契約締結のための親向けのガイドブック」(Guide à l'usage des parents pour rédiger le contrat de travail avec l'assistante maternelle、2006年11月6日作成)によると、以下のことが記載されている。試用期間は週4日以上有的时候には最大2カ月、週3日以下のときは最

大3カ月とする。受入れ期間は、年単位、週単位、日単位があり、受入れ時間は、週単位の場合は、原則最低45時間、日単位の場合は、子どもの利益のために、原則1日最高10時間を超えないこととなっている。報酬は、月給とし、名目基礎時給は、最低賃金の最低8分の1を下回ってはならない。2007年7月1日現在、名目基礎時給は、2.37ユーロ(403円)であり、後述する家族給付を受給するためには、名目最低時給である8.44ユーロの5倍である42.20ユーロ(7151円)を超えてはならない。土曜日を含んだ30日または5週間の年次有給休暇、家族の出来事休暇、無給の個人的都合休暇、無給の病児看護休暇を取得できる。保育ママは、保険会社と契約することが義務づけられている。預かった子どもが与えた損害の補償および預かっている時間中の子どもの事故に対する補償がなされる。親は、保育ママの雇用によって、社会保障への加入が義務づけられ、PAJEMPOIという機関に申請しなければならない。

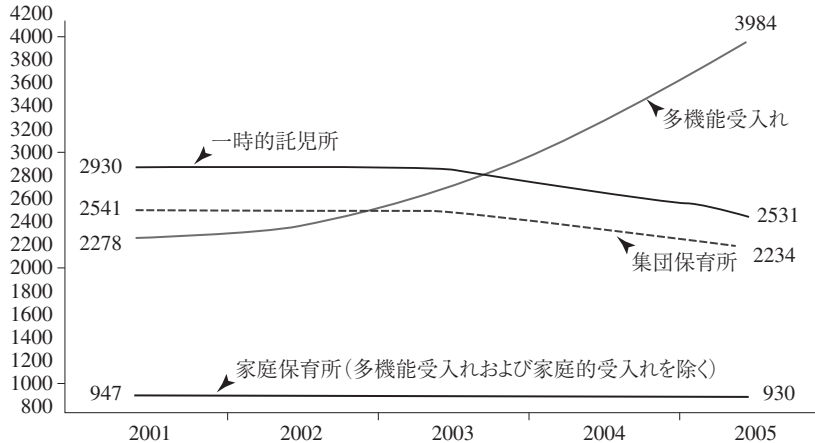
#### ② 自宅保育による保育

自宅保育は、依頼する親と保育者との間で労働契約を締結し、親の家に行き、子どもの世話をする保育方法である。保育ママは、保育ママの家で保育するのに対して、自宅保育は、親の自宅で保育する違いがある。自宅保育者に対しても、保育ママと同様に、雇用する親は、保育者に報酬を支払う。2007年1月1日現在、実質基礎時給は6.50ユーロ(1106円)、協定実質最低賃金(本国)は8.44ユーロ(1437円)である。自宅保育者の雇用によって、社会保障への加入が義務づけられている。

#### (3) 保育学校 (l'écoles maternelle)

保育学校は、初等教育体系に位置づけられている。3歳以降の保育において、重要な役割を果たしている。学校生活に慣れさせること、社会性を





注 1：施設数が少ないので幼稚園はこの図には掲載されていない。

2：フランス本国の数値である。

出所：Enquêtes PMI, DREES.

図8 保育施設数の推移(2001年から2005年)

習得させることなどを目標としている。入学は義務づけられていないが、3歳以上の子どもの就学が保障されており、ほとんどの子どもが入学している。無償であり、保育時間は朝8時30分から夕方4時30分までであるが、保育学校の中に託児所が併設されているなど、課外の託児を引き受ける場合が多い。

#### (4) 全国的な保育サービスと保育の現状

##### ①全国的な保育サービスの現状

2005年現在、約9000の集団的受入れ施設、および約900の家庭的受入れサービスが提供されている。これによって、6歳未満の子どもに対して、約31万7000人の定員があり、集団的施設(集団保育所、一時託児所、幼稚園、多機能施設)は、25万5000人の子どもを受け入れ、家庭的保育所は、6万2000人の子どもを受け入れている。

家庭保育所を除くと、2005年の特色は、多機能施設の伸長である(1年で1万9000人の定員の増加)。図8に見るように、他の保育サービスと比較すると、多機能受入れの伸びは著しい。それに対して、単一機能受入れ施設は、減少している

(2005年に1万人の定員が減少)。

3歳未満の子ども数から見ると、受入れ能力は、県によって異なっている。イル・ド・フランスの3つの県の受入れ能力は、集団的受入れだけで20%を超えている。しかし、半分の県は、集団的制度および家庭保育所制度によって提供される定員を併せても、受入れ能力は、10%を下回っている<sup>29)</sup>。

集団型の保育の運営費用は、表8に見るように、最も子ども1人についての原価日額が高いのは、集団保育所の55ユーロ(9362円)であり、最も安いのは、親保育所の37ユーロ(6298円)である。保育の運営費用を負担しているのは、親、家族手当金庫、地方自治体であるが、地方自治体は、集団保育所、家庭保育所、一時託児所で最も多く負担しており、親は、親保育所で最も多く負担している。

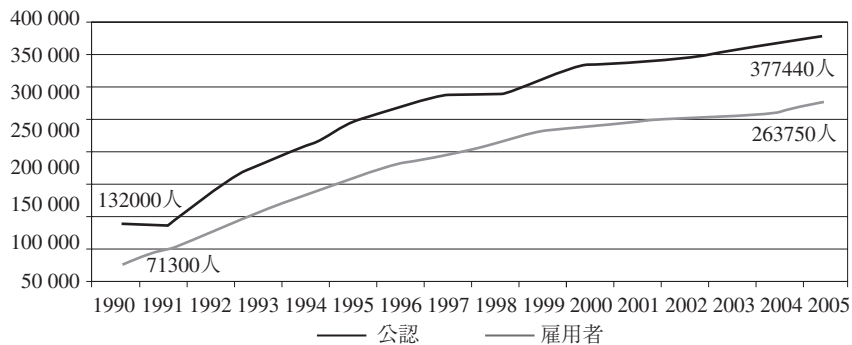
保育ママは、1990年代に急速に増加したが、2000年から2005年にかけては、その伸びは、控えめになった(図9参照)。親に直接雇用され、稼動する公認保育ママの数は、1990年7万人、2000年23万2000人、2005年26万4000人となっている。2000年から2005年に稼動する保育ママの数の、このようなゆるやかな伸長は、保育ママが世

表8 集団的保育の運営費用

	集団保育所	一時託児所	家庭保育所	親保育所
子ども1人についての原価日額(ユーロ)	55	45	37	51
家族の負担	28%	29%	37%	28%
家族手当金庫の負担	30%	28%	24%	16%
地方自治体の負担	36%	41%	14%	47%
その他	6%	2%	25%	9%

注：家族手当金庫の分担は、「子ども契約」の外でなされる。もし「子ども契約」の中でなされる場合は、地方自治体の負担する費用は、50%から70%まで家族手当金庫が負担する。親保育所については、賃金の一部分を放棄している親の時間の分担は考慮していない。

出所：Guide pour la création de lieux d'accueil de jeunes enfants, Ministère délégué à la Famille et à l'Enfance, Observatoire de la CNAF, 2001



注：フランス本国

出所：IRCEM, PMI et DREES.

図9 保育ママの公認数と稼働率の推移

話をすることを認可された子どもの平均的な数(2.6人)および利用者の平均的な数が安定していることによっている。しかし、保育ママの稼働率は、1990年は54%であったのに対して、2005年には70%となっており、上昇している。

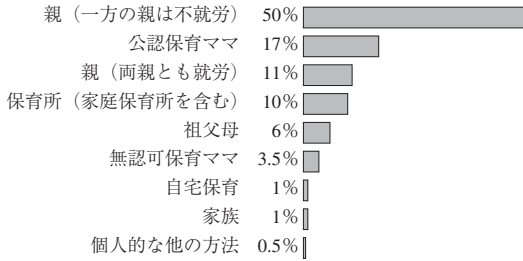
保育ママは、私的部門の女性労働者よりも高齢である(平均39歳半に対して45歳半)。カップルで暮らしていることが多く、既に就学している子どもを持っていることが多い。

保育ママの半分は、週45時間以上働き、3分の2は決まった時間働いていると答えている。月収は、フルで働いて、平均700ユーロ(11万9147円)から815ユーロ(13万8721円)である<sup>30)</sup>。

## ②全国的な6歳未満の子どもの保育の現状

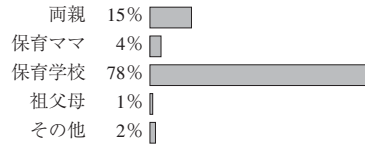
図10に見るように、4カ月から2歳半までの子どもの養育方法は、一方の親が不就労である親50%、公認保育ママ17%、両方とも就労している親11%、保育所(家庭保育所を含む)11%、祖父母6%、無認可保育ママ<sup>31)</sup>3.5%、自宅保育1%となっている。3歳未満の子どもの保育では、保育ママが重要な役割を果たしている。この点が、日本と大きく異なる点である。しかし、3歳になると、保育学校が始まるので、78%は保育学校に通うようになり、保育の問題はかなり解決する(図11)。

他の統計によると(図12-1、図12-2、2002年)、3歳未満の子どもの主たる保育方法は、全体では、親70%、公認保育ママ13.5%、保育所9%、非公



出所：Dress, enquête Mode d'accueil et de garde des jeunes enfants, juin 2002, in N. Blanpain, Accueil des jeunes enfants et coûts des modes de garde en 2002, Études et résultats, n°422, août, Drees.

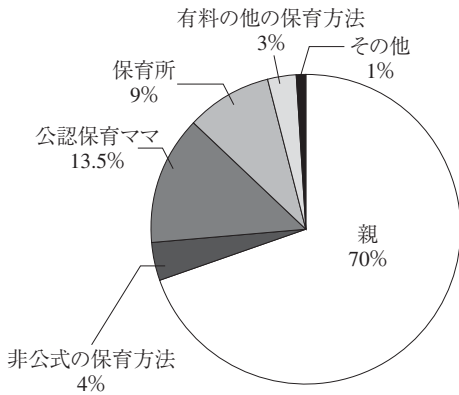
図10 4カ月から2歳半までの子どもの主たる養育方法 (2002年)



注：月曜日から金曜日（水曜日を除く）の8時から18時の養育方法である。

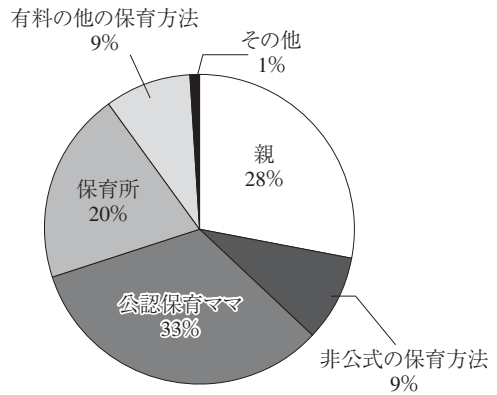
出所：Dress, enquête Mode d'accueil et de garde des jeunes enfants, 2002, in M. Ruault et A. Daniel, Les modes d'accueil des enfants de moins de 6ans, Études et Résultats, n°235, avril 2003, Drees.

図11 3歳から6歳の子どもの主たる養育方法 (2002年)



出所：Dress, Enquête de garde d'accueil et des jeunes enfants, 2002.

図12-1 3歳未満の子どもの平日8時から19時の主たる保育方法



出所：Dress, Enquête de garde d'accueil et des jeunes enfants, 2002.

図12-2 両親とも働いている3歳未満の子どもの平日8時から19時の主たる保育方法

式の保育方法4%となっているが、両親とも働いている場合は、保育ママ33%、親28%、保育所20%、非公式の保育方法9%となっている。共働きの場合、保育ママの存在は大変大きい。

#### (5) パリ市の保育サービスと保育の現状 (2005年)<sup>32)</sup>

パリ市の保育サービスは、集団保育所の定員が充実し(全国10%に対してパリ市22%)、個人的受入れの定員が少ない(全国49%に対してパリ市

19%)という特色を有している。したがって、保育ママの家での保育の定員は少なく、また全額就業自由選択補足手当(旧育児親手当)を受給して両親のうちの1人に保育される子どもも少ない。その代わりに、自宅保育者によって保育される子どもの割合は、比較的高い。3歳未満の就学は、パリでは少ない(全国で12%であるのに対して、パリ市は幼稚園を含んで1%から2%)。

パリ市は、1986年以降、パリ家族手当金庫と保育所契約(contrat crèche)を締結した。その後、

表9 パリ市の保育サービスの推移

(人)

	2001年1月現在の 保育サービス率 (2001年に利用できた 要素から計算)	2001年1月現在の 保育サービス率 (後の現状の 要素から計算)	2005年1月現在の 保育サービス率 (利用できるまたは推測 される要素から計算)	推移 2005年/2001年 現状
3歳未満の子ども	72 430	74 415	75 977	+2.1%
自宅保育と保育ママ	14 213	14 213	12 872	-9.4%
保育学校	2 415	2 415	1 591	-34%
集团的受け入れ	32 057	31 943	34 671	+8.5%
保育を受けている3歳 未満の子どもの総数	48 685	48 571	49 134	+1.2%
保育サービス率	67.22%	65.27%	64.67%	

出所：パリ市

表10 パリ市の保育所・託児所の利用料金

<p>【係数】</p> <p>扶養する子ども1人：0.006                  扶養する子ども2人：0.005                  扶養する子ども3人：0.004                  扶養する子ども4人以上：0.003</p>	<p>【月額利用料金計算のための月利用日数の計算】</p> <p>週利用日数×4                  《月利用日数の計算例》                  週5日預ける場合：20日                  週4日預ける場合：16日</p>
<p>《月利用料金の計算例》</p> <p>所得総額が3万ユーロで、子ども1人いる家族が、週5日預ける場合  <math>30000 \text{ユーロ} \div 12 = 2500 \text{ユーロ}</math>  <math>2500 \text{ユーロ} \times 0.006 = 15 \text{ユーロ}</math>  <math>15 \text{ユーロ} \times 20 \text{日} = 300 \text{ユーロ}</math> (月額利用料)</p>	

注：所得総額から算出する月額所得の上限は、4750ユーロである(2003年10月1日現在)

出所：REGLEMENT INTERIUR DES CRECHES COLLECTIVES, JARDINS MATERNELS ET JARDINS D'ENFANTSのANNEXE.

子ども契約 (contrat enfance) を、1992年、1997年、2002年と締結し(いずれも5年計画)、現在3次の子ども計画の実施中である。2002年1月に4500の定員を新たに設けることを目標とした。表9に見るように、パリ市の3歳未満の子どものうち、64.67%が、保育サービスを受けている。保育時間をずらしたり、延長したりする定員は、民間団体および病院部門で1156の定員がある。市町村立保育所の保育時間(7時30分から18時30分)を、8時から19時にする親の要望は強いが、実現していない。

パリ市の保育所および託児所の親の利用料金

は、表10のような計算で導き出す。

2004年のパリ市の保育運営費用は、2億2700万ユーロ(386億3767万円)であり(表11)、投資費用は、3600万ユーロ(61億2756万円)であり、前者は市の運営費用全体の5.6%に相当し、後者は市の投資費用全体の1.7%に相当する。保育の運営費用は、2000年から20%増加している。運営費用は、人件費である(78%から80%)。

パリ市は、2004年に、子ども分野で活動する民間団体に、運営費用として2240万ユーロ(38億1270万円)、投資費用として550万ユーロ(9億3615万円)の補助金を支給した。施設への補助金

表11 パリ市の乳幼児関連支出 (2004年項目64)

		2000	2001	2002	2003	2004
		運用 (1000ユーロ)				
A	項目64の全支出	195 735	203 276	219 119	225 494	239 996
B	日常運営収益	-9 601	-9 185	-10 603	-12 391	-13 391
C	二重記載総計	186 134	194 091	208 516	213 103	226 605
D	民間団体に支払われた運営補助金 (6574条)	20 881	21 905	22 837	22 388	22 419
E	民間団体に支給された設備補助金 (6572条)	1 348	808	2 093	1 396	3 841
F	二重記載および民間団体への補助金を除いた支出総計	163 905	171 378	183 586	189 319	200 345
G=(H+I)	項目64の収入	98 298	107 425	86 561	126 776	124 773
H	家族の負担	39 695	47 218	35 001	36 436	36 081
I	家族手当金庫からの補助金 (74条)	58 603	60 207	51 560	90 340	88 692
J=(F-G)	市の実質支出	65 607	63 953	97 025	62 543	75 572
K=(J/F)	市の負担率	40.03%	39.32%	52.85%	33.04%	37.72%

出所：行政会計 (Chambre régionale de comptes d'Ile-de-France, RAPPORT D'OBSERVATIONS DEFINITIVES VILLE DE PARIS «La gestion de la petite enfance», le 26 DEC. 2006, 8頁).

表12 乳幼児計画の概要 (2007年-2012年)

	計画における目標とする措置
1	受入れ定員を増やすように推進する。2007年から5年間、1年につき1万2000の定員増。保育ママを60万人増。
2	受入れ定員の増加を妨げることを取り除き、乳幼児関連職業の採用を容易にする。保育所の枠組みと運営を規制するデクレを改正する。
3	実験的にマイクロ保育所を許可する。画期的な保育方式を実験するために、2000年8月1日のデクレを改正する (2007年2月22日のデクレによって改正済み)。
4	保育所を創設し、運営する中小企業を援助する。家族手当金庫との《子ども契約》について交渉することを、保育所の経営者に委任することを中小企業に許可する。
5	すべての地域で同じサービスを提供するためのガイドブックを職員および母子保護センターにおいて普及する。2007年度の初めまでにガイドブックを発行するために、乳幼児受入れの責任者全員とともにガイドブックを作成する。
6	保育ママおよびホームヘルパーという職業を刷新する法律を実施する。2007年の初めまでに適用を指示するものとガイドブックを作成する。
7	乳幼児に関連する職業の履修コースを開発する。すべての地域で《乳幼児基本政策》を策定し、大学当局とともに、新しい履修コースを無料で提供する。
8	存在する保育のすべての可能性について家族によりよい情報を提供する。2006年11月から、インターネットサイトで、リアルタイムの情報を提供する。
9	出産休業の方式を柔軟化する。2007年から、社会的パートナーと協議して、妊娠により、医師の同意に基づいて、出産の前の休業を部分的に繰り上げたり、出産後繰り下げたりする (2007年3月5日法によって改正済み)。

作成 神尾真知子

は、2000年と比較して、2004年は、185%となっている。

2005年に、パリ市は、子どもを受け入れている231施設を持っている142の民間団体に補助金を支給した。パリ市は、補助金を支給している民間団体と協定を締結している(2000年4月12日法によって、2万3000ユーロを超える補助金の場合には協定が義務づけられている)。さらに、パリ市の運営費用の補助金の割当は、家族手当金庫と民間団体との協定によって、方向づけられている。

家族手当金庫からパリ市への運営費用としての補助金は、8800万ユーロ(1497億8480万円)であった。家族手当金庫からの補助金が増えているので、2004年にはパリ市の負担率は下がっている(2000年40.03%、2004年37.72%)。

### (6) 乳幼児計画(2007年から2012年)

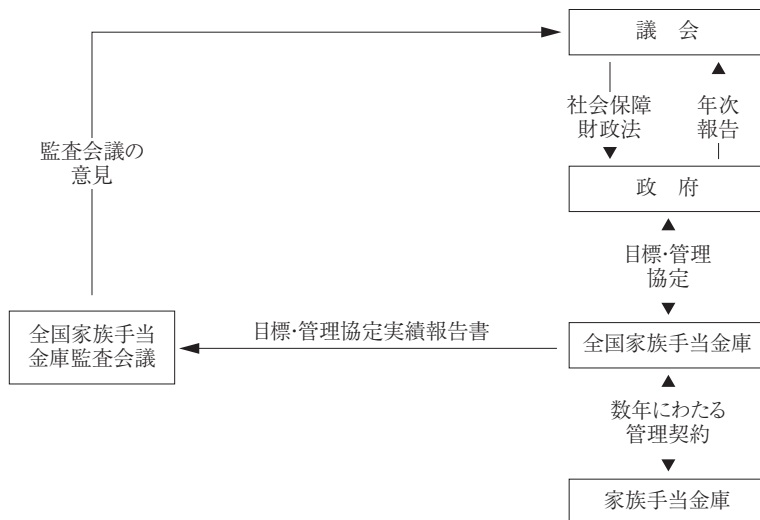
フランスでは、2007年から、5カ年の「乳幼児計画」(Plan Petite Enfance)を実施している。この計画が策定された背景には、3歳未満の子どものいる親たちの保育に対する要望や願いに、十分応えていないという現状に対する政府の認識がある。計

画は、多様で質の高い保育の提供を阻んでいる障害を取り除き、乳幼児のいるすべての家族に保育方法を提供することを目的としている<sup>33)</sup>。表12に見るように、計画においては、9つの目標とする措置が掲げられている。そのうち、現時点で既に実施済みの措置もある。注目すべきことは、これまで要望が高かったにもかかわらず十分供給できていなかった保育所の定員を1年につき1万2000増やすことを目標としたことである。また、保育の提供を容易にするために、部分的な規制の緩和も目標としている。

## 3. 所得保障—家族給付

### (1) 家族給付と家族手当金庫

フランスの社会保障制度は、社会保険、労働災害補償、家族給付(*prestations familiales*)の3つの柱からなる。家族給付は、日本の児童手当および児童扶養手当と比較すると、社会保障制度において存在感があり、また社会への影響も大きい。フランスには、家族政策(*La politique familiale*)といわれる政策があり、家族給付はその中心的な存在となっている。



出所：全国家族手当金庫ホームページ (<http://www.cnaf.fr/>)

図13 全国家族手当金庫をめぐる責任の流れ

家族給付は、19世紀末のカトリックの民間経営者から始まった「家族賃金」が、経営者が連帯する「家族手当補償金庫」となり、20世紀前半には公的な制度となったものである<sup>34)</sup>。

現在、家族給付は、フランス独特の制度である家族手当金庫 (les caisses d'allocations familiales)<sup>35)</sup> によって支給されている。家族手当金庫は、子どもがもたらす負担の部分的補償という家族と他の社会構成員 (独身や子どものいないカップル) 間の「水平的連帯」、および低所得の家族の状況を改善する「垂直的連帯」を行っている<sup>36)</sup>。

家族給付の財源は、事業主負担 (給与支給総額の5.4%) と一般社会拠出金 (労働者の給与等の7.5%) である。

家族手当金庫と国との責任関係については、図13のようになっている。

## (2) 家族給付の目的

フランスの家族給付は、多様な手当が設けられており、住宅政策、所得政策、貧困および不安に対する戦いのための政策、障害者への援助政策、雇用政策という政策目的が交錯している<sup>37)</sup>。例えば、保育ママを雇用した場合に支給される家族給付は、子育て支援と同時に、雇用創出という雇用政策も目的としている。

家族給付を規定しているのは、社会保障法典第5巻「家族給付及びそれに準ずる給付」(L.511-1条からL.584-1条、R.512-1条からR.581-1条、D.511-1条からD.583-1条) である。

## (3) 家族給付の受給要件

家族給付を受給するためには、フランス国籍を有している必要はなく、永住資格があればよい<sup>38)</sup>。外国人は正規滞在資格が必要である。子どもは、フランス国内に住んでいることが原則である。フランスで働くEUおよび欧州経済圏出身の労働者の子どもについては、一部手当を除き、フランス

国外に住んでいても受給できる。

家族給付の対象となる「扶養」(à charge) とは、実際かつ永続的に経済的に扶養 (衣食住) し、情緒的・教育的責任を自ら引き受けていることである。子どもと家族給付の受給者間には、親子関係は必要とされていない。婚内子、婚外子 (認知の有無を問わない)、養子、里子は対象となるし、きょうだいでも、甥姪でも可能である。この意味で、フランスの家族給付の対象とする「家族」とは、法的親子関係にとられない、「1人の子どもと1人の大人」を想定している<sup>39)</sup>。

子どもが6歳までは、無条件で家族給付の対象となる。6歳から16歳までは、義務教育を受けていること、16歳から20歳までは、生徒・学生であること、徒弟であること、職業活動をしていないこと、働いていてもSMIC (最低賃金) の55%、すなわち月収746.39ユーロを超えないことのいずれかであることが支給条件となる。20歳から21歳までは、上記条件を満たす子どもに、家族補足手当および住宅援助手当が21歳の誕生日まで支給される。

受給者 (bénéficiaires) のうち、給付の権利 (droit aux prestations) を持っている人を allocataire (受給権者) といい、1人の子どもに1人の人がその資格を有する。カップルの場合は、当事者の合意で受給権者を決める。受給権者には、1978年1月1日以降、職業活動期間は要件ではなくなったので、主婦も、カップルで合意すれば受給権者になることができる<sup>40)</sup>。

離婚の場合は、扶養義務は両親にあるが、一緒に住んでいる親の方が受給権者になる。子どもが、交互に両親の家に住んでいる場合 (en cas de résidence alternée) は、これまで家族給付は、カップルが決めた方あるいは判決が決めた方に支給されていた。しかし、2007年4月13日のデクレ<sup>41)</sup> によって、親が受給権者の決定に合意できなかったときまたは給付を分け合うことに合意したとき

は、両親の間で家族給付を分け合うことができるようになった。

表13は、2006年の家族給付の概要であるが、2005年の所得の申告を家族手当金庫にすると、2006年7月1日から2007年6月30日までの家族給付の権利が確定する。所得には、賃金、失業・社会保障、年金などが含まれる。現在、所得要件のある家族給付は、乳幼児受入れ手当のうちの出産・養子手当および基礎手当、家族補足手当、新学期手当、住宅援助手当、単親手当である。

図14は、社会保障法典L.511-1条の定める9種類の家族給付(①乳幼児受入れ手当、②家族手当、③家族補足手当、④住宅手当、⑤特別教育手当、⑥家族援助手当、⑦新学期手当、⑧単親手当、⑨育児親手当)を、子どもの年齢を軸に示したものである。妊娠7カ月目から21歳まで、さまざまなニーズに対応した給付がなされている。かつては、第3子から支給される手当が多かったが、現在は、家族手当および家族補足手当を除き、第1子から支給される手当となっている。家族給付の中で、特徴的なのは、家族手当であり、受給権者の所得に関係なく、2人目以降の子どもの扶養に伴う負担を所得補償する。

#### (4) 家族給付の支給状況

2006年12月31日の時点での家族給付の支給状況は、以下のとおりである(表14参照)<sup>42)</sup>。

家族手当金庫は、家族給付を、1071万5560人の受給権者に支給した。適用される子どもの数は、1334万5912人、適用対象者は2824万4776人となっている(以上いずれも本国および海外県の数字である)。受給権者は、前年と比較して、0.5%の減少となっているが、住宅援助手当および参入最低所得(RMI)の受給権者減少の影響である(家族手当金庫の受給者の半分以上に、住宅援助手当が支給されている)。

乳幼児に関する給付の少なくとも1つを受給し

ている人の90%が、乳幼児受入れ手当制度の枠内にある。残りの10%が、3歳から6歳の子どもを持っているが、2004年1月以降出産も養子縁組もしなかった家族であり、改正前の手当の支給を受けている(表14で旧と表記している手当である)。

2004年以降のフランスの出生率の上昇は、乳幼児受入れ手当の受給権者数を増加させている(3年で5.3%の増加)。2006年12月31日現在で、225万5000世帯が対象となっており、5世帯に1世帯の割合となっている。2006年に生まれた子どものうち、73万8700人が家族給付の対象となっており、その年に生まれた子どもの約90%にあたる。

子どもが1人いる3万8900人の親が就業自由選択補足手当を受給し、総計58万7258人が受給した。3人目以上の子どもの15万9000人が、家族手当金庫の受給権のある家族において生まれた。2006年7月から施行された3人以上の子どものいる人に支給される就業自由選択オプション手当は、700人が受給した。

保育方法自由選択補足手当のうち、保育ママ雇用補足手当受給者は、46万2119人、自宅保育補足手当受給者は、3万3846人であった。3歳から6歳の末子のいる旧保育ママ雇用家族援助手当受給者は、22万423人、旧自宅保育手当受給者は、2万3104人であった。出生率の上昇は、家族給付の受給者の数に影響を与え、2005年よりも2万人の受給者増をもたらしている(0.4%増)。

家族補足手当の受給者数の減少は、3人以上の子どものいる家族の減少の影響である。

#### (5) 地方自治体の家族給付—パリ市

地方自治体は、前述した家族給付のほかに、独自の家族給付を支給している。例えば、パリ市は、表15に見るように、在宅乳幼児手当、多胎子手当、単親家族住宅援助の3種類の手当を支給している。



表 13 2006 年家族給付の概要

手当の名称	目的	受給要件	所得要件	支給	その他
第1子から支給する手当 乳幼児受入れ手当 La prestation d'accueil du jeune enfant, PAJE					
出産・養子手当 La prime à la naissance ou à l'adoption	出産や20歳未満の養子に伴う費用補償	<ul style="list-style-type: none"> <li>○出産：14週以内に家族手当金庫と疾病保険初級金庫に通知</li> <li>○養子：20歳未満の養子または養子のための引き取り</li> </ul>	<p>所得要件あり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○A：単一所得のカップルの所得制限、B：単親または2つの所得のカップルの所得制限(年収)</li> <li>○子ども1人：A25005、E33044、子ども2人A30006、E38045、子ども3人A36007、B44046、子どもが増えるごとにA・B6001各加算</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○妊娠7カ月目日に840.96、産まれる子どもの数に応じて同額(双子、三つ子など)</li> <li>○養子または養子のために引き取った子どもについて、2005年8月1日以降1681.91</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○養子手当は、家族手当金庫に手紙で申請(子どもを預ける決定の証明資料の提出は必須)</li> <li>○国際養子は、子ども社会扶助機関によって発行された承認書および国際養子機関認証の長期滞在ビザのある書類が必要</li> </ul>
基礎手当 L'allocation de base	子どもが来たことに関連する費用の補償	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2004年1月1日以降に産まれた3歳未満の子どもまたは養子にした子ども(養子は20歳未満であること)</li> <li>○出産後3回の義務的健康診断を受診すること</li> </ul>	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家族に支給</li> <li>○支給月額：168.20</li> <li>○多胎出産：同じ出産で産まれた子どもごとに、子どもの出産の月から3歳の誕生日の前月まで支給</li> <li>○複数養子：複数養子の子どもごとに、養子または引き取りの月から継続する36カ月支給、20歳の誕生日まで</li> </ul>	
就業自由選択補足手当 Le complément de libre choix d'activité, PAJE-CLCA ou CLCA	子どもを育てるために全面的または部分的に職業活動を停止または職業活動の停止によって喪失した所得の補償	<ul style="list-style-type: none"> <li>○2004年1月1日以降に産んだかまは養子にした3歳未満の扶養する子どもが、少なくとも1人いること</li> <li>○就労の全面的停止または部分的停止をしていること</li> <li>○老齢拠出金を8四半期(計24カ月)以上拠出していること(継続または断続) - 第1子：過去2年間、第2子：過去4年間、第3子：過去5年間</li> <li>○前述の期間には、以下の期間を含む病氣休職、補償された出産休業、有償の職業教育、補償された失業期間(第1子については除く)、育児親手当(旧)および就業自由選択補足手当の受給期間</li> </ul>	所得要件なし	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全面的就業活動停止：月353.67、基礎手当受給していない場合は月521.85</li> <li>○部分的就業活動停止：半分以下の労働時間は月228.63、基礎手当を受給していない場合は月396.82、50%から80%の労働時間は月131.88、基礎手当を受給していない場合は月300.08</li> <li>○扶養する子ども1人：出産、出産休業、父親休暇、養子休業、病氣休職終了から6カ月間</li> <li>○扶養する2人以上の子ども：受給要件が緩和し、未子が3歳の誕生日になる前月までの期間</li> </ul>	

手当の名称	目的	受給要件	所得要件	支給	その他
<p>保育方法自由選択補 足手当 Le complément de libre choix du mode de garde, PAJE-CMG ou COLCA</p>	<p>公認保育ママまたは 自宅保育者の雇用に よって生じた負担の 補償</p>	<p>○職業活動による収入が、1人のとき は最低月367.87、カプルのときは最 低735.74あること ○保育ママまたは、母子保護センターに よって公認されていること、保育する 子どもについてその日給が2006年1月 1日現在で40.15を超えないこと ○保育ママや自宅保育者を雇用する 資格のある民間団体または企業に依頼 する場合も、この手当を受給できる 子どもは少なくとも1カ月に16時間保 育されなければならない</p>	<p>所得要件なし</p>	<p>○雇用了た労働者の報酬の一部、公認 保育ママ雇用の社会保険料に対して 100%、自宅保育雇用に對しては50%、 ただし、3歳未満の子どもの場合は月 388が上限、3歳から6歳未満の子ども については194が上限 ○両親、子どもの数、年齢に応じて、保 育者の賃金の部分的負担額が決まる ○最低、費用の15%は、自己負担 ○所得上限区分：A（子ども1人14870 未満、2人17120未満、3人19821未満）、 B（子ども1人33044未満、2人38045 未満、3人44046未満）、C（子ども1人 33044以上、2人38045以上、3人44046 以上） ○上記所得区分に応じて負担肩代わり 月額の上限が決まる 保育者の直接的報酬：3歳未満の子ども - A368.48, B263.22, C157.91, 3歳以上 6歳未満の子ども - A184.27, B131.63, C78.96 保育ママを雇用する民間団体または 企業への報酬：3歳未満の子ども - A631.66, B526.39, C421.12, 3歳以上 6歳未満の子ども - A315.84, B263.20, C210.57 自宅保育者を雇用する民間団体または 企業への報酬：3歳未満の子ども - A763.29, B657.98, C552.71, 3歳以上 6歳未満の子ども - A381.65, B328.99, C276.36</p>	<p>○保育方法に応じて、保育ママ の雇用への税控除または自宅 保育者の雇用への減税が ある ○家族手当金庫は、利用者の 申請受付後、Pajemploiセ ンターに、保育者の雇を申 告する 同センターは、保育者の報酬 を毎月申告する記録簿を、利 用者に送付する 同センターは、家族手当金庫 が負担する保険料を計算し、 利用者負担部分を利用者に加 らせる 同センターは、保育者に、賃 金明細書に相当する雇用証明 を送付する ○保育ママおよび自宅保育者 を同時利用する場合は、各保 育者の報酬の部分的負担を同 時に受けることは、一定の条 件で可能である</p>
<p>家族援助手当 L'allocation de soutien familial, ASF</p>	<p>単身の父または母、 あるいは子どもを引 き取っている人に対 する、子どもの養育 費用の補償</p>	<p>○少なくとも1人の子どもを扶養して いること（父または母である場合およ び単身の場合、カプルの場合であつても そのような子どもを受け入れている場 合） ○両親または片親のいない孤児または、 片親が不明である子どもであること ○継続的に少なくとも2カ月間片親が子 どもを扶養していない場合は、一定の 条件を満たせば暫定的に支給する</p>	<p>所得要件なし</p>	<p>○1人で子どもを養育している場合は、 子ども1人につき82.36 ○両親の援助がない子どもを受け入れ て扶養している場合は、子ども1人に つき109.81</p>	<p>○家族援助手当は、受給者の 婚姻、事実婚、民事連帯契約 (PACS) の場合は、停止される。 ただし、受給者が、子どもを 引き取り、その子どもの父ま たは母ではないときを除く。</p>

手当の名称	目的	受給要件	所得要件	支給	その他
<p>障害児教育手当 L'allocation d'éducation d'enfant handicapé, AEEH</p>	<p>障害児の扶養にかかる費用の補償</p>	<p>○20歳未満であること ○永久的な障害が少なくとも80% (等級) であること ただし、特別の施設に通っている場合、または障害の状態が特別教育サービスや自宅での世話サービスを必要とする場合は、50%から80%でも支給対象となることができる ○疾病保険、国、社会扶助によって宿泊費を全額負担される寄宿生でないこと</p>	<p>所得要件なし</p>	<p>基礎額は、月117.72 ○基礎額には、いくつつかの要因(職業活動の停止、有償による第三者の雇用、子どもの健康状態によってかかった経費)に応じて支給される 補足手当が加算される 補足手当は、6つかテゴリーに分けられる。①88.29、②239.12、③338.44、④524.47、⑤670.30、⑥982.15 ○支給期間は、原の障害者の権利・自律委員会が、子どもまたは青少年の健康状態を判断して決める 最低1年(最高5年間)の支給期間で、更新が可能</p>	<p>○障害児教育手当の申請および証明書類は、原の障害者センターに提出しなければならない 同センターは、障害者の権利・自律委員会に伝える ○子どもが寄宿している場合は、子どもが帰宅している期間、障害児教育手当を受給できる(例 休暇または週末)</p>
<p>親子そそい日々手当 L'allocation journalière de présence parentale, AJPP</p>	<p>重大な病気、事故、障害の子どもの世話をするために、職業活動の全面的または部分的停止によって発生する所得の喪失の補償</p>	<p>○子どもが20歳未満であり、重大な病気または障害があり、あるいは重大な事故の犠牲者であり、つきそいを必要とすること ○子どもの世話をするために職業活動を停止していること ○労働者の場合は、親子そそい休暇を取っていること ○つきそいの世話や継続的なつきそいを必要とすることを証明する診断書を提出すること</p>	<p>所得要件なし ただし、補足手当には所得要件がある</p>	<p>○親子そそい日々手当の支給は、その期間、疾病保険の現物給付や老齢保険の権利をもたらず ○親子そそい日々手当の支給は、所得申告を済ませており、金庫は自動的に給付する しかし、家族手当金庫の受給者になつていないときは、2006年5月から6月に金庫にたずねること ○16歳から18歳の青少年の場合は、就学または見習い証明書が必要である。新学期のときに家族手当金庫から送られてくる20歳未満の子どもの就学証明書を、金庫に返送しなければならない。</p>	
<p>新学期手当 L'allocation de rentrée scolaire, ARS</p>	<p>扶養する子どもの新学期に発生する費用の補償</p>	<p>○6歳から18歳までの扶養する子どもがいること</p>	<p>所得要件あり 扶養する子どもの数による所得制限(年収) 1人:17011、2人:20937、3人:24863、それ以上の子ども1人につき3926加算</p>	<p>○2006年の新学期について、子ども1人について288 ○新学期手当は、16歳から18歳を除き、新学期少し前に支給される ○所得要件を若干超えている場合は、通減的な手当が支給される</p>	<p>○子どもが16歳未満のときは、所得申告を済ませており、金庫は自動的に給付する しかし、家族手当金庫の受給者になつていないときは、2006年5月から6月に金庫にたずねること ○16歳から18歳の青少年の場合は、就学または見習い証明書が必要である。新学期のときに家族手当金庫から送られてくる20歳未満の子どもの就学証明書を、金庫に返送しなければならない。</p>

手当の名称	目的	受給要件	所得要件	支給	その他
第2子から支給する手当 家族手当 Les allocations familiales, AF	第2子以上の子どもの 養育から発生する 費用の補償	○20歳未満の子どもが2人以上いるこ と	所得要件なし	○同居する扶養する子どもの数によっ て家族手当の月額が異なる 子ども2人：117.14 子ども3人：267.21 子ども4人：417.28 それ以上子どもが増えるごとに150.08 加算 ○子どもが大きくなると加算される 11歳以上、16歳未満：月額32,951 6歳以上：5857 ○上記加算は、以下の子どもには支給 されない、2人の子どものいる家族の 最年長子または扶養する2人の子ども がいないなくなった家族の年長子 ○家族手当は、第2子以降の誕生や養 子の翌月から支給される ○養育する子どもが1人になった場合 またははなくなつた場合は、その前月 末で手当は停止する ○最年長子が20歳に達する、3人以上 の子どものいる家族に対しては、月 74,06の一括手当を、1年間支給する	
第3子から支給する手当 家族補足手当 Le complément familial, CF	3人以上の子どもの 養育から発生する費 用の補償	○すべてが3歳以上で21歳未満の3人 以上の子どもがいること	所得要件あり ○A：1つの所得のカップル、 B：単親または2つの就業所得 があるカップルの所得の上限 (年収) 同居の子どもの数が3人： A26285, B32154, 4人： A30666, B36535, それ以上 の子どもについて：A・B4381 各加算	○月152,46支給、支給上限の所得を 若干超えるときは、減額された家族補 足手当を支給 ○最年少子の3歳の誕生日から支給 ○3歳以上の子どもか3人未満になつ たときから、または新たな子どもが乳 幼児受入れ給付の基礎手当を受給する ときから、家族補足手当の支給は終了 する	○家族補足手当は、申請を要 しない 家族手当金庫は、条件を満た し、かつ年収を申告してい るときは、自動的に支給する
【住宅関連の給付】					
住宅援助手当 Les aides au logement	優先順位により支給 併給不可	共通の受給要件 ①住宅の負担をしていること(家賃ま たはローン返済) ②当該住宅が、1年に少なくとも8カ 月、本人、配偶者(事実婚配偶者)、扶 養する者によって主たる住所となつて いること ③住宅は、最低の設備のある良好な住 宅であり、健康と安全の規格に合致し なければならぬこと 住宅には、一定の広さが求められてい ること	所得要件 3つの住宅援助手当に共通の 所得要件あり ○世帯の所得が一定以下であ ること	支給 ○以下の要因によって支給額が異なつ てくる ・子どもと被扶養者の人数 ・住宅の場所 ・ローンの月額返済額 ・世帯の所得など ○住宅援助手当は、総額が24以下の 場合は、支給されない	その他

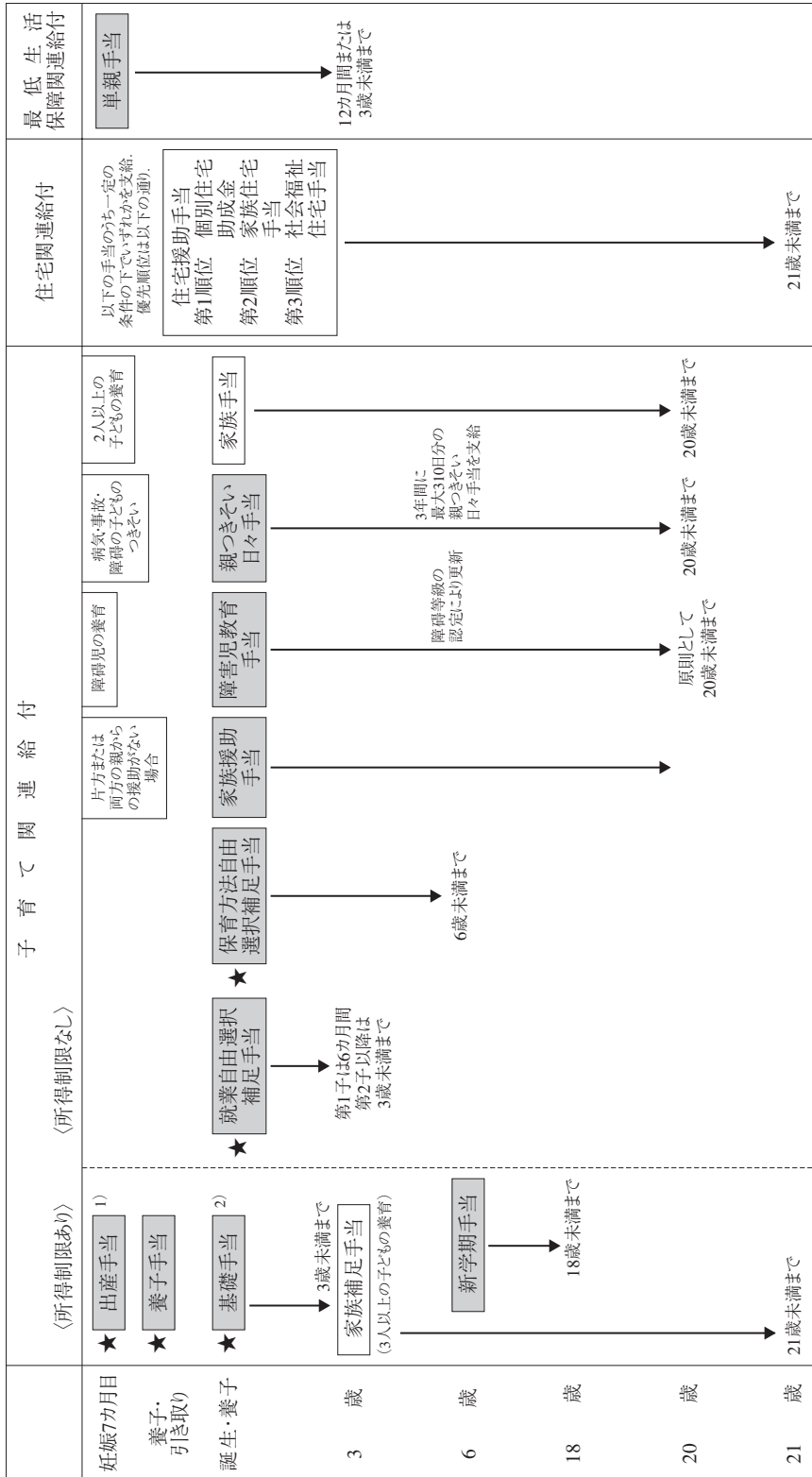
手当の名称	目的	受給要件	所得要件	支給	その他
第1順位 個別住宅助成金 L'aide personnalisée au logement, APL	家賃、または主たる住所(または賃貸を目的とする住宅)の建設、取得、改修のための、所有権取得ローン、社会福祉的取得ローン、協定の取得ローン、関連する費用の部分的補償	○家賃の上昇、賃貸借契約の期間、維持条件、設備規格を定める家主と国との間の協定の対象である中古または新築の住宅の借家人 ○住宅の改修、拡張、改造を伴うか否かを問わず、社会的取得ローン、住宅取得援助ローン、中古または新築の住宅取得のための協定されたローンのいずれかの契約をしていない住宅所有者となる者、または所有者			
第2順位 家族住宅手当 L'allocation de logement à caractère familial, ALF	家賃、または主たる住所の所有権の取得のためのローン返済に関連する費用の部分的補償	○個別住宅助成金の対象者でないこと ○子どもがいることまたは子どもが産まれること、あるいは扶養すべき人がいること ○または、各配偶者が40歳前に婚姻し、5年以内に婚姻世帯を形成したこと			
第3順位 社会福祉住宅手当 L'allocation de logement à caractère social, ALS	家賃、または主たる住所の所有権の取得のためのローン返済に関連する費用の部分的補償	○個別住宅助成金および家族住宅手当を受給していない者			
引越し手当 La prime de déménagement	3人目以上の子どもの出産による引越しに関連する費用の部分的補償	引越した後6カ月以内に受給するために、以下の3つの要件を満たすこと ○扶養する3人以上の子どもの(既に産まれているか、これから産まれる子ども)がいること ○妊娠3カ月の前月末までに、引越しをすること ○新しい住宅について、個別住宅助成金または家族住宅手当の権利を有していること	所得要件あり	○扶養する3人の子どものもに対して、882.89を上限に、引越しにかかった費用子どもが1人増えることに、73.57加算する ○引越してから6カ月以内に家族手当金を庫に申請する	

【最低所得保障関連の給付】

手当の名称	目的	受給要件	所得要件	支給	その他
単親手当 L'allocation de parent isolé, API	1人以上の子どもの扶養を引き受けた単親への最低家族所得の保障	○妊娠しているか、または少なくとも1人子どもがいること ○配偶者、事実婚配偶者、PACSパートナーの所得がなく、死亡、別居、離婚、拘禁、入院の後、1人で暮らしていること	所得要件あり ○最近3カ月の平均月額が、単親手当の最高額よりも低いこと ・所得には、すべての収入および家族給付も入る ・職業活動を停止し、失業補償または疾病補償の権利がない場合は、就業の所得はこの所得制限には含まれない	○単親手当の上限 子どものない妊婦女性：551.81、1人の子どものいる親：737.75、子ども1人につき183.94加算 ○単親手当は、申請の月から支給3カ月間に、家族手当金は、次の3カ月間に単親手当の権利があるかどうかを再審査するために、所得申告を受給前に送付する	○単親手当の権利がなくなつた場合は、参入最低所得(RMI)を申請できる

作成 神尾真知子

出所：CNAF, Vos prestations 2006. 各手当の支給目的は、Dominique Grandguillot, L'essentiel du Droit de la Sécurité sociale, 4<sup>e</sup> édition, Gualino éditeur, 2004, pp.100-109 に拠った。



作成 神尾真知子

注：1) 多胎出産の場合は、生まれてくる子どもの数に応じて支給する。

2) 養子の場合は、3年間20歳まで支給。

■は、第1子から支給される手当である。

★は、「乳幼児受け入れ給付」である。

図14 家族給付の全体像

表14 本国および海外県の法定給付受給者(2006年)

	本国		海外県	
	実数(人)	前年比(%)	実数(人)	前年比(%)
<b>受給権者総数</b>	10 263 465	-0.6	452 095	1.2
<b>子ども総数</b>	12 754 037	0.3	591 875	0.8
<b>適用対象者数</b>	28 244 776	-0.1	1 212 143	0.9
<b>子どもの扶養</b>				
・家族手当	4 353 763	0.4	265 453	1.2
・うち 一括支給された家族手当	112 397	-2.3	6 026	-3.5
・うち 11歳からの加算	1607 774	-0.5	91 909	-0.1
・うち 16歳からの加算	651 366	-1.0	60 395	3.9
・家族補足手当	796 457	-2.0	33 845	-4.1
・新学期手当	2 667 995	-1.7	168 136	-1.1
うち 他の給付を受けていない1人の子どもがいる家族	204 396	-1.2	182	25.5
<b>乳幼児の誕生</b>				
・乳幼児受け入れ給付	1 948 142	41.3	78 757	39.4
・うち 出産・養子手当	52 388	0.2	2 223	5.0
・うち 基礎手当	1 749 620	42.0	75 231	40.4
・うち 就業自由選択補足手当	578 241	47.4	9 017	49.9
・うち 「保育ママ」補足手当	459 896	62.3	2 223	59.4
・うち 「自宅保育」補足手当	33 381	63.2	465	57.6
・うち 「組織」保育補足手当	1 326		2	
・自宅保育手当(旧)	23 009	-33.6	95	-3.1
・保育ママ雇用家族援助手当(旧)	220 070	-41.8	353	-62.4
<b>単親</b>				
・単親手当	189 876	4.9	26 402	10.9
・家族援助手当	592 370	0.2	91 615	1.7
<b>住宅</b>				
・家族住宅手当	1 088 707	-0.9	110 763	-0.6
・社会福祉住宅手当	2 014 880	-2.4	61 124	0.9
・個別住宅助成金	2 385 445	-3.3		
<b>障害</b>				
・障害児教育手当	142 115	12.4	5 220	1.3
・親つきそい日々手当(親つきそい手当を含む)	4 393	12.6	28	-26.3
・障害者手当	745 136	0.5	27 160	1.5
・障害者手当の補足手当	166 674	2.9	3 350	14.4
・うち 障害者補足手当	7 911	-43.4	72	-30.8
・うち 自立生活加算	111 039	-9.4	2 584	-3.5
・うち 障害者所得補償	47 724	87.3	694	378.6
<b>不安定</b>				
・参入最低所得	1 101 372	-0.9	154 177	-0.6
・連帯所得			10 991	10.3
<b>その他</b>				
・逡減手当*	9 934	-3.6		

注：\* 国境地帯の労働者に関する手当である

出所：CNAF - fichier FILEAS.

表 15 パリ市の子育て関連手当

手当の名称	受給者	受給要件	所得要件	支給	その他
在宅乳幼児手当 l'allocation Paris petit à domiciel, PAPADO	3歳未満の子どもを在宅で養育している家族	○(申請前5年間に)において3年以上パリに居住していること ○使用者による職業上の異動の場合1年以上居住していること ○社会保険法典に定める扶養する3歳未満の子どもが少なくとも1人いて、在宅で生活していること ○家族金庫から支給される乳幼児受入れ手当を受給していること ○3歳未満の子どもも対象となること ○当該家族の子どもの在宅保育に雇った保育者の報酬が最低月120時間を基礎とすること ○報酬の最低算定基礎とする時間は、2人の家族間で月60時間ずつ分け合うことができる ○フランスに滞在する正規の資格があること	所得要件あり(月収) ○子ども1人の場合は、5500ユーロ以下 ○子ども2人の場合は、6400ユーロ以下 ○子ども3人以上の場合は、7000ユーロ以下 ○子どもが在宅で臨時を持っていない場合は、上記所得要件は適用されない	○子どもの数と家族の所得水準によって、支給額が異なる月収4167ユーロ以下の場合、子ども1人:400ユーロ、2人:300ユーロ、3人以上:100ユーロ ○月収4167ユーロを超え5500ユーロ以下の場合、子ども1人、2人、3人以上:各100ユーロ、5500ユーロを超え6400ユーロ以下の場合、子ども2人、3人:各100ユーロ ○6400ユーロを超え7000ユーロ以下の場合、子ども3人:100ユーロ ○子どもにも障壁がある場合は、上記所得要件を超えていても、100ユーロ支給	○養育する3歳未満の子どもの数にかかわらず家族に手当が支給されるのは、パリ市の在宅乳幼児手当だけである ○雇用サービス小切手で支払う保育時間は、本手当の受給対象とはされない ○住所のパリ市社会福祉センターの担当部門に申請する
多胎子手当 l'allocation pour naissance multiple	双子または三つ子以上が生まれた家族	○(申請前5年間に)において3年以上パリ居住使用者による職業上の異動の場合1年以上居住していること ○身分証明書または5年以上有効な滞在証を提示すること ○出産日から6カ月以内に申請すること	所得要件なし	763ユーロ	○住所のパリ市社会福祉センターの担当部門に申請する
単親家族住宅援助 L'aide au logement des familles monoparentales	単親手当を受給しておらず、扶養する子どもが少なくとも1人いる単親家族	○(申請前5年間に)において3年以上パリ市に居住していること ○使用者による職業上の異動の場合1年間の居住であること ○在宅で生活する扶養する子どもが少なくとも1人いること ○定期的な住宅の負担があること ○身分証明書または5年以上有効な滞在証を提出すること	所得要件あり ○月収1100ユーロ以下	○支給額は、家族の住宅負担、および既に受給している住宅援助によって異なる ○子ども数の数にかかわらず、最高122ユーロ	○住所のパリ市社会福祉センターの担当部門に申請する

出所：パリ市12区のホームページ (www.mairie12.paris.fr/public) .



#### 4. 税制

##### (1) 家族係数 (税一般法典 193条～ 199条)

3で説明した家族給付に対しては、税金や一般社会拠出金 (contribution sociale généralisée, CSG)<sup>43)</sup> は課されないが、社会債務償還拠出金 (contribution au remboursement de la dette sociale, CRDS)<sup>44)</sup> は、単親手当および障害児教育手当を除き、課される。

子育て家庭に配慮した、フランスの特色的な税制は、家族係数 (quotient familial) といわれる制度である。フランスの税制は、日本のように個人単位ではなく、各種所得控除後の課税所得を家族単位で合算するという家族を単位に課税するシステムになっている。その合算所得 (r) を家族の人数と構成を考慮した家族係数 (n) で除し、それに税率 (a) を掛けて、家族係数1単位が納付すべき税額を算出する。それに、家族係数 (n) を乗じた金額が、家族全体の納付税額となる (n分のn乗方式という)<sup>45)</sup>。したがって、家族係数が多ければ、それだけ納付すべき税金は少なくなる。

子どもの数や家族の状況が配慮され、次のような家族係数になっている。

扶養する子どものいない独身・離婚者・死別者1  
子どものいない既婚者2

扶養する子どもが1人いる独身者・離婚者1.5

扶養する子どもが1人いる既婚者・死別者2.5

扶養する子どもが2人いる独身者・離婚者2

扶養する子どもが2人いる既婚者・死別者3

扶養する子どもが3人いる独身者・離婚者3

扶養する子どもが3人いる既婚者・死別者4

扶養する子どもが4人いる独身者・離婚者4

扶養する子どもが4人いる既婚者・死別者5

扶養する子どもが5人いる独身者・離婚者5

扶養する子どもが5人いる既婚者・死別者6

扶養する子どもが6人いる独身者・離婚者6

以下扶養する子どもが1人増えるに応じて家族係数は1増える。

このように、家族係数において、扶養する子ど

もの数が2人目までは0.5を加算し、3人目以降は1を加算する。また、死別者は既婚者と同じ扱いになっている。

##### (2) 税控除<sup>46)</sup> (税一般法典 199条 quater F、244条 quater F)

扶養する子どもの税控除として、中等・高等学校に通う子どもがいる場合に、次のような額が控除される。

- 中学校に通う子どもにつき、61ユーロ (1万383円)
- 一般・技術教育高校または職業高校に通う子どもにつき、153ユーロ (2万6042円)
- 高等教育訓練を受けている子どもにつき183ユーロ (3万1148円)

6歳未満の子どもがいて、家の外に子どもを預けた場合 (保育所、一時託児所、託児所、宿泊のない余暇センター、学童保育、公認保育ママ) にかかった費用のうち、最大50%で、2300ユーロ (39万1483円) までの税控除が受けられる。

また、企業に対して、企業内保育所の設置等を奨励するために、最高50万ユーロ (8510万5000円) を上限とする、費用の25%を税控除する (une crédit d'impot)。控除できるのは、次のような費用である。

- 従業員の3歳未満の子どもの受入れをする施設の設置および運営費用
- 育児親休業を取った労働者のためにかかった職業訓練費用
- 育児親休業期間の辞職または解雇によって採用された新しい労働者のために実施した職業訓練費用
- 父親休暇、出産休業、育児親休業、病児看護休暇を取った労働者に企業が支払った報酬
- 通常の労働時間を超えて発生した職業上の義務によって必要となった追加的な保育費用を企業が補填した費用
- 労働法典L.129-13条に定める企業の行う財政的援助の費用

### III 子育て支援と家族政策

フランスの子育て支援は、「はじめに」で述べたように、「家族政策」の中に位置づけられている。家族政策の中に位置づけられていることによって、次に述べるような特色を有している。

第1に、毎年開催される家族会議 (conference de la famille)<sup>47)</sup>において、家族政策の当事者が一堂に会し、必要とされる家族政策を議論する。そして、議論され、合意されたことを実行する仕組みが出来ている。そのために必要な法改正や財源確保などは、早いスピードで実施される。

そのような仕組みの中に子育て支援が位置づけられていることによって、常時子育て支援の政策課題が民主的に取り上げられ、改革が、親のニーズに合わせて、きめ細かに行われている。2004年から実施された家族給付の改正 (乳幼児受入れ手当の導入) は、2003年の家族会議で、子育てしながら就労継続を可能にするような家族給付のあり方に向けた議論の中で合意形成された。また、2006年7月から施行された3人以上の子どもを持つ親に対する就業自由選択オプション補足手当の新設も、2005年の家族会議で提案されたことである。

家族会議に見るような政策策定における民主主義の確保は、親たちの子育て支援のニーズを的確に把握することを可能にする。そして、子育て支援を縦割りではなく、横断的に政策としてとらえることも可能にする。

第2に、家族政策は、もともと多子家族を支援することから出発したことに見られるように、出生率向上という nataliste、すなわち「多産奨励的な」色彩の濃い政策であった。人口置換水準を維持するためには、3人目の子どもの誕生が必要である。当初の家族給付は、旧育児親手当が第3子からの支給であったことに見るように、第3子に重点を置く給付を行ってきた。現在は、第3子か

ら支給されるのは、家族補足手当のみとなった。多くが第1子からの支給となっている。しかし、このことは、フランスが出生率を意識しなくなったことを意味しない。

例えば、2005年の家族会議に提出された報告書のタイトルは、「人口という争点及び家族の子どもを持ちたいという希望に沿うこと」(ENJEUX DEMOGRAPHIQUES ET ACCOMPAGNEMENT DU DESIR D'ENFANTS DES FAMILLES) となっている。また、男女間の賃金平等に関する2006年3月23日法の立法趣旨には、フランスはこのままでは世代を再生産できないという出生率に対する強い危機意識が述べられている。

3人子どもを持っていることを優遇する措置は、これまで述べてきたように、出産休業、家族給付の受給要件などさまざまな制度に、今なお見られる。フランスの家族政策は、出産奨励的な要素を完全には払拭していないといっただろう<sup>48)</sup>。

毎年エリゼ宮で行われる「フランス家族賞」(la médaille de la famille) は、子沢山の母親または父親を表彰しているが、多産奨励の姿勢を政府は捨て去っていないことを示している<sup>49)</sup>。

第3に、かつての家族政策は、片働きの家族に支給される単一賃金手当のように、家にいる女性を前提としていた。しかし、1970年代に、働いている女性に対する保育費用手当や育児親手当が規定され、徐々に働く女性に対する給付が行われるようになった。フランスの国家政策の基本にあるのは、働く女性であり、主婦ではないことは確かである。家族政策のなかでは、「子どものいる女性労働者」をモデルとしている<sup>50)</sup>。

したがって、仕事と家庭の両立が、家族政策において、重要な政策課題となっている。日本では、仕事と家庭の両立は、少子化対策に位置づけられているのに対して、フランスでは、家族政策と深くかかわりながら、男女職業平等のなかにも位置づけられている。働く女性が子どもを持つことを

あきらめないように、働く女性が子どもを持つ上での障害となることを徹底的に取り去ることを心がける同時に（「家族政策からの要請」、子どものいる女性が働くことが社会の中で当たり前のこととなり、「男女職業平等という要請」からも、仕事と家庭の両立問題はとらえられている。

労働力が減少するという危機意識の下、フランスでは珍しく和気あいあいと労使間で締結された「男女間の混在及び職業平等に関する2004年3月1日全国職業間協定」(Accord national interprofessionnel du 1 mars 2004 relatif à la mixité et l'égalité professionnelle entre les hommes et les femmes)<sup>51)</sup>には、出産や育児への配慮の言及がある。この全国職業間協定に基づいて企業レベルで締結された男女職業平等協定は、一定の要件に合致すると政府から平等マーク (Label Egalité) が付与されるが、平等マーク取得の要件の1つに、企業の仕事と家庭の両立への取り組みがある<sup>52)</sup>。

ただし、このような仕事と家庭の両立の政策の対象は、両親に対するものではなく、母親に対するものとなっている<sup>53)</sup>。フランスでは、スウェーデンに比べると、育児に男性が参加することへの政策的な働きかけが弱かった。2002年に導入された父親休暇は、男性にも育児の参加を促す画期的な一歩とフランスでは受け止められている。

第4に、家族政策の基本的な考え方は、「選択の自由」を保障することにある。子どもが産まれたあとに、働き続けるか退職するのか。働きつづけるとしたら、どのような保育方法を選択するのか、集団的保育か、家庭的保育か<sup>54)</sup>。

2004年に改革された家族給付が、「就業自由選択補足手当」、あるいは「保育方法自由選択補足手当」と名づけられたことは、まさに、「選択の自由」というフランスの家族政策の真髄を表象するものである。

第5に、フランスは日本よりも著しい階層格差があるので、子育て支援の政策の影響力が、階層

によって異なることである。例えば、1994年にそれまで第3子から支給だった育児親手当（現就業自由選択補足手当）を第2子から支給するように改正を行ったが、これは低所得の女性たちを家庭に追いやる結果になってしまった。また、保育所の数が十分ではないことは、低所得の女性たちの就労継続を選択する自由を阻害している<sup>55)</sup>。

#### IV 日本の子育て支援への提言

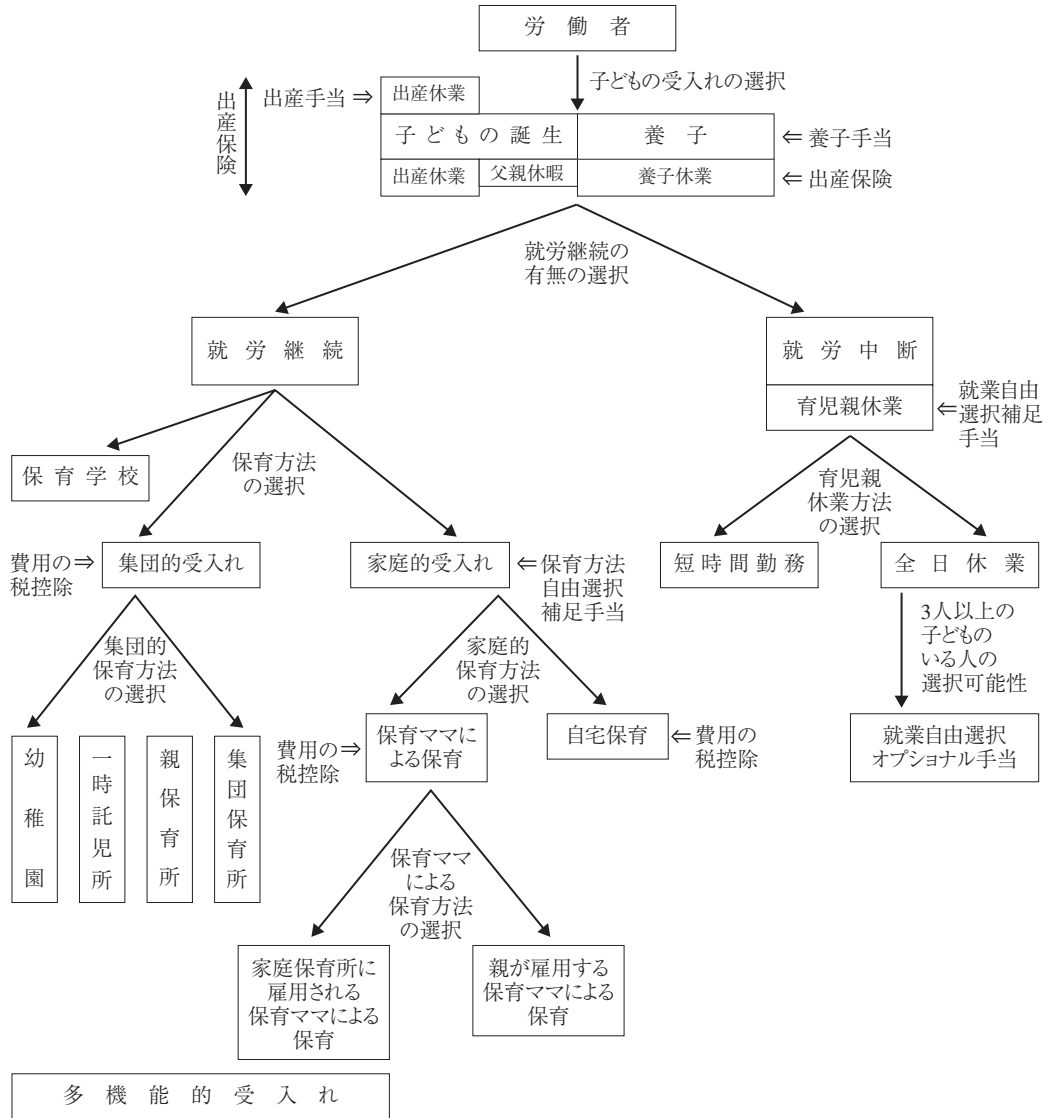
フランスの子育て支援の取り組みとの比較から見えてくる日本の子育て支援の課題について、いくつか提言してみたいと思う。

第1に、子育て支援の政策形成において、子育ての現場や親たちのニーズを的確に把握できる仕組みを作ることである。現在、子育て支援は少子化対策の中に位置づけられ、出生率の向上という国家のニーズが先行し、子育ての現場や親たちがどのような問題に困り、現在の子育て支援制度にどのような問題があるのか、きめ細かく把握できていない。

第2に、子育て支援の政策の実行性を確保することである。フランスは、家族のニーズを的確に把握し、そして家族会議の提言を迅速に実行している。縦割り行政を乗り越え、省庁間の調整と連携を行っている。また、家族会議には国会議員も参加し、必要な法改正をどんどん行っている。行政機関相互および行政機関と国会がよく連携している。日本では、縦割り行政の壁は厚く、行政機関と国会との連携は十分ではない。

第3に、子育て支援を充実するためには、財源の確保が必要となることである。フランスでは、企業が多くを負担している。より充実した子育て支援を行っていくための財源を、どのような方法で確保していくのかを真剣に議論する時期にきている。

第4に、子育て支援において、選択の自由を確



作成：神尾真知子

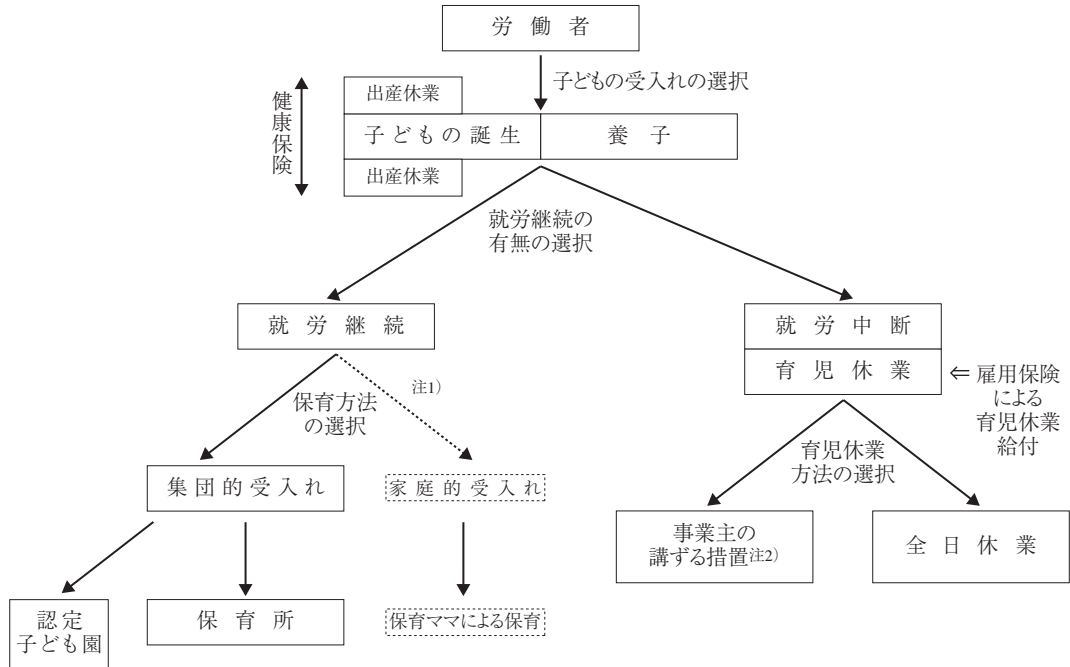
図15-1 フランスの子育てと選択の自由

保する政策を取ることである。図15-1は、「フランスの子育てと選択の自由」を図示したものであり、図15-2は、「日本の子育てと選択の自由」を図示したものである。対比してみると、フランスと比べて、日本では、子育てに関して選択の自由があるかに少ないことがわかる。選択肢が少ないということは、それだけ、子育てに関して、壁にぶつ

かることが多くなるということである。選択の自由が増せば、子育てのしやすさや満足度も増していく。

選択の自由を保障するためには、どのようなニーズを子育てしている人々は持っているのかを的確に把握する必要がある。

そして、フランスでは、選択に伴う経済的支出



注：1) 日本では「保育ママによる保育」という選択は、絶対的数が少ないので点線で示した。選択可能性がほとんどないといっただろう。

2) 事業主の講ずる措置は、以下のうち1つが義務づけられている（育児・介護休業法23条）

- ①短時間勤務の制度
- ②フレックスタイム制
- ③始業・就業時刻の繰上げ・繰下げ
- ④所定外労働をさせない制度
- ⑤託児所施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与

1歳（場合によっては1歳6カ月）から3歳に達するまでの子を養育する労働者については、上記措置の代わりに育児休業の制度に準じる措置でも可。

3) 幼稚園は開園時間が短いので、就労継続の方法としては掲載しなかった。幼稚園に預り保育がついている場合は、可能である。

作成：神尾真知子

図15-2 日本の子育てと選択の自由

を補填する家族給付や税制の優遇措置が設けられている。選択の自由の確保には、このような経済的保障の裏打ちが必要である。

### おわりに

子育て支援の問題を考える際に、いつも疑問に思うことがある。それは、子育て支援のニーズは、どのように形成されるのかということである。

社会学の立場で、フランス、スウェーデン、日本を比較研究された船橋恵子教授は、政策展開に、その国の福祉レジームと家族文化が影響を与えているとしている。福祉レジームは、育児のコストを国家・市場・家族がどのように分担するかを規定する。家族文化（家族にかかわる行動パターンのうち比較的わかりにくい深層部分）は、カップル関係、親子関係、親族のあり方を規定し、その違いが育児の社会化のあり方に影響する。

そして、フランスは、親子関係に一定の距離があり、歴史的にも子どもを他人に預ける習慣があるため、まず保育・教育制度の拡大政策が進められ、公教育と公・私の多様な保育が広がり、フランスの保育・教育制度のパッチワーク戦略が、カップルの戦略の中心軸となっていった。そのような家族戦略の集合は、ますます保育・教育の充実を求めるニーズになると分析されている<sup>56)</sup>。

以上のことを前提とすると、子育て支援の政策は、その国の家族文化を反映した政策を取って行くことが妥当であるし、そうになっていくということになる。したがって、他の国の子育て支援の政策を学ぶことは大切だが、あくまでも自国のニーズをとらえていくことが政策の策定において重要になってくる。

しかし、問題は、このようなニーズの形成において、主導しているのはどちらなのだろうかということである。福祉レジームなのか、家族文化なのか。私の理解では、船橋教授は、家族文化を福祉レジームと対等なものとしてとらえているように思われる。しかし、家族文化およびそれに基づくニーズは、福祉レジームの下で、国家により政策的に主導され、形成されている面があることも否定できない。

注

- 1) 日本政府は、フランスの取り組みに関心を持っている。フランスを訪問した安倍首相は、フランス社会党の女性大統領候補(当時)ロワイヤル氏と会談した際に、少子高齢化対策について質問した(労働政策研究・研修機構メールマガジン2007年1月17日付)。また、日本経済新聞も、2007年7月9日・10日・11日の3日間にわたって、「産んでいる国フランス」と題する記事を載せ、フランスを成功例として紹介している。
- 2) PACSは、1999年11月15日法によって、制度化された。婚姻と同棲の中間に位置して、社会保障の受給権などの権利を得られる(ロランス・ド・ベルサン『ボックス-新しいパートナーの形』緑風出版、2004年、22頁-26頁)。
- 3) Lucil Richet-Mastain, Bilan démographique 2006: un

- excédent naturel record. INSEE PREMIERE N°1118 JANVIER 2007.
- 4) François Héran et Gilles Pison, Deux enfants par femmes dans la France de 2006 : la faute aux immigrés?, POPULATION & SOCIÉTÉS, N°432, Mars 2007.
  - 5) Corinne Barre, 1,6 million d'enfants vivent dans une famille recomposée, INSEE PREMIERE N°901 JUIN 2003.
  - 6) 休業・休暇については、労働法典の規定および Social 2006, EDITIONS FANCIS LEFEBVRE, 2006を参照した。
  - 7) 日本の労働法の表記にならない、出産および育児に関する休業は、「休業」と称する。養子に関する休業は、日本にはないが、出産休業に準ずる休暇なので、同様に、「休業」と称する。
  - 8) その理由は、「女性であることを理由として」とは、男性との比較において論じられるものであり、妊娠・出産など女性のみにあつて男性にない事柄を理由とすることは含まれないとされているが(赤松良子『改正男女雇用均等法及び改正労働基準法』日本労働協会、1985年、275頁)、私は疑問を持っており、別の機会に論じたいと思っている。
  - 9) Circulaire SDFE/DGT/DGEFP du 19 avril 2007 concernant l'application de la loi n2006-340 du 23 mars 2006 relative à l'égalité salariale entre les femmes et les hommesによる。
  - 10) Sophie PÉNET, Le congé de maternité, Études et Résultats, N°531, octobre 2006, 1頁-7頁。
  - 11) 船橋恵子「現代のフランスの産育」女性空間10号、1993年、108頁。
  - 12) 2007年7月20づけ日三菱東京UFJ銀行および韓国外換銀行の売り相場である1ユーロ170.21円に拠った。以下同じレートである。1円未満は四捨五入した。
  - 13) Sophie PÉNET, op. cit. Études et Résultats, N°531, octobre 2006, 3頁。
  - 14) フランスでは、養子をする場合は、県議会議長の許可を必要とする(社会福祉・家族法典L.225-2条)。
  - 15) 労働法典に定められている「家族援助休業」は、家族給付である「家族援助手当」とは、趣旨が異なり、関連していない。
  - 16) 藤野美都子「第3章社会保障制度の進展」(植野妙実子・林瑞枝編『ジェンダーの地平』中央大学出版部、2007年所収)、151頁-154頁に主に拠った。
  - 17) Armelle Parisot, L'assurance vieillesse parents au foyer, Document N°08, DPCE, 2007, 4頁。
  - 18) このような子どもを育てる女性労働者に対してだけ、育児を理由に保険加入期間の加算を行うという2003年7月24日法に関して、男性を差別する憲法違反ではないかということが、憲法院で審議されたが、2003年8月14日判決(Décision n°2003-483 DC)

- によって、今まで女性が対象であった事実上の不平等を考慮するのは立法者の役割であるとして、憲法違反ではないとした(グウェナエル・カルヴェス「第4章フランス憲法院と年金改革:訴訟における両性平等の発展の逸機(憲法院2003年8月14日判決をめぐって)」(川人貞史・山元一編『政治参画とジェンダー』東北大学出版会, 2007年所収), 93頁-106頁。
- 19) Jean-Jacques Dupeyroux, *Droit de la sécurité sociale*, DALLOZ, 2005, 604頁.
  - 20) 保育ママ (assistante maternelle) は、直訳すれば、「母親ヘルパー」であるが、通常の訳に従い、保育ママと訳す。
  - 21) 民間団体 (association) は、1901年法によって規定されている。本拠地の県庁に申請しなければならない。パリ市では、パリ警視庁である。申請が認められれば、法人格を取得することができる。フランスでは、民間団体が、さまざまな領域において、国や地方自治体と連携を取って、活躍している。
  - 22) 保育学校 (l'école maternelle) は、直訳すると、「母親学校」となるが、通常日本で訳される表現に従った。
  - 23) MAIRIE DE PARIS, *Comment créer un établissement d'accueil des jeunes enfants*, 出版年不詳, 4頁-8頁.
  - 24) 保育所等の説明は、家族手当金庫ホームページ ([www.caf.fr/](http://www.caf.fr/)), Guillaume BAILLEAU, *L'accueil collectif et en crèche familiale des enfants de moins de 6 ans en 2005*, *Études et Résultats* N°548, janvier 2007, 2頁-3頁, Benoit CHASTENET, *L'accueil collectif et en crèches familiales des enfants de moins de 6 ans en 2003*, *Études et Résultats* N°356 2004, 2頁, MAIRIE DE PARIS, *Comment créer un établissement d'accueil des jeunes enfants*, 神尾真知子「児童福祉サービス」(藤井・塩野谷編『先進諸国の社会保障⑥フランス』東大出版会, 2004年, 287頁-304頁, 船橋恵子「現代フランスの産育」女性空間10号, 1993年, 107頁-120頁)に拠った。保育関係の数字は、特に断りのない限り、2005年の数字である。具体的な保育所等の様子は、『平成13年度諸外国の児童育成環境対策に関する現状調査事情・海外調査報告書』財団法人こども未来財団2002年参照。
  - 25) フランスの保育所は、乳幼児死亡率の低下という観点で、医療からの強い影響を受けたので(オルガ・ボドロ「乳幼児の託児から保育へ:フランスの女性勤労者の一般化」女性空間17号, 2000年, 127頁-128頁), 保育所に関する規定が、公衆衛生法典に存在するのである。le décret du 1 aout 2000が、保育施設に関して規定している。
  - 26) 藤野美都子「海外法律情報フランス、優遇税制による企業内託児所開設の流行」ジュリスト1319号, 2006年, 69頁.
  - 27) [www.ville-oyonnax.fr/enfance/crechefamiliale.php](http://www.ville-oyonnax.fr/enfance/crechefamiliale.php)
  - 28) 前掲ホームページ.
  - 29) Guillaume BAILLEAU, *L'accueil collectif et en crèche familiale des enfants de moins de 6 ans en 2005*, *Études et Résultats* N°548, janvier 2007, 1頁. フランス本国の数字である。
  - 30) Nathalie BLANPAIN, Milan MOMIC, *Les assistantes maternelles en 2005*, *Études et Résultats* N°581 juin 2007, 1頁. フランス本国の数字である。
  - 31) 公認を受けないで「めぐり」で保育ママをする場合も少なくない。無認可であるから、保育ママの質が悪いというわけではない。
  - 32) RAPPORT D'OBSERVATIONS DEFINITIVES VILLE DE PARIS, *La gestion de la petite enfance*, le 26 DEC, 2006に拠る。
  - 33) PHILIPPE BAS, *PRESENTATION DU PLAN PETITE ENFANCE*, 7 novembre 2006, 3頁.
  - 34) 家族給付の歴史は, Dominique CECCALDI, *HISTOIRE DES PRESTATIONS FAMILIALES EN FRANCE*, Comité d'histoire de la Sécurité sociale, 2005および神尾真知子「フランスの家族給付制度と社会保障」社会保障法学会誌11号, 1996, 185頁-201頁参照。
  - 35) 全国に、受給者に対する窓口となる123の家族手当金庫 (CAF) があり、全国家族手当金庫 (CNAF) が統括する。全国家族手当金庫と国の間で、4年間の目標・管理協定を締結している。政府からは、全国家族手当金庫長と会計部門長が派遣されているが、主導権は、CNAFにある。なお、国鉄は独自の制度、自営農民は農業福祉共済組合によって、家族給付を支給している。
  - 36) George Dorion et André Guionnet, *LA SÉCURITÉ SOCIALE*, puf, 2003, 99頁.
  - 37) Philippe STECK, *La brabche famille de la Sécurité sociale état des lieux*, DS n°1 Janvier, 1994, 57頁.
  - 38) 以下の家族給付の制度の説明は, CNAF, *Vos prestations 2006*および *Social 2006*, EDITIONS FRANCIS LEFEBVRE, 2006, Dominique Grandguillot, *L'essentiel du Droit de la Sécurité sociale*, Gualino éditeur, 2004を参照した。
  - 39) このような家族の定義は、筆者が2004年にインタビューした全国家族手当金庫の家族給付局長(当時) MARINACCE氏の言葉である。なお、この家族の定義は、社会学者である IRÈNE THÉRY氏によるものであるとのことであった。
  - 40) George Dorion et André Guionnet, op.cit., puf, 2003, 45頁.
  - 41) Le décret n°2006-1104 du 1<sup>er</sup> septembre 2006 relatif au contrat de responsabilité parentale (JO du 2 septembre 2006).
  - 42) 2006年12月31日現在の家族給付の支給状況および分析は, Pierre Collinet, Françoise Mathieu, Marie-José Robert,

- Chantal Salesses, 10,7 millions d'allocataires bénéficient de prestations versées par les caisses d'allocations familiales, le-essentiel, N°60, avril, 2007, 1頁から4頁に拠った。ただし、各家族給付の受給者数については、四捨五入した数字ではなく正確な数字を用いた。
- 43) 一般社会拠出金は、社会保障の財源とする目的の税金である。所得に課される。
  - 44) 社会債務償還拠出金は、社会保障一般制度の赤字を解消するために、2014年1月31日まで課される拠出金である。
  - 45) 藤野美都子「税制・社会保障制度と女性労働-日仏の比較から-」女性空間, 20号, 2003年, 97頁。
  - 46) 税金については、税一般法典およびwww.impots.frに拠った。
  - 47) 家族会議は、1995年7月25日法によって、定期的開催が義務づけられた。家族会議を主催するのは、政府であり、家族政策にかかわる政府、議会、地方自治体、民間、親、労使等の各代表が参加する。
  - 48) 同旨、ジャン=クロード・バルビエ、ブルーノ・テレ『フランスの社会保障システム』ナカニシヤ出版, 2006年, 116頁。
  - 49) フランス家族賞は、社会福祉・家族法典(CODE DE L'ACTION SOCIAL ET DES FAMILLE)に規定されている。4人または5人の子どもを育てると銅メダル, 6人または7人育てると銀メダル, 8人以上育てると金メダルになる(R215-3条以下)。
  - 50) Jeanne FAGNANI, Why do French women have more children than German women? Family policies and attitudes towards child care outside the home, Community, Work & Family, Vol.5, No.1, 2002, 110頁。
  - 51) 神尾真知子「フランスの男女職業平等関連資料」尚美学園大学総合政策論集第2号, 2005年, 95頁-114頁, および神尾真知子「海外法律情報フランス, 男女職業平等は今」ジュリスト1286号, 2005年, 77頁。
  - 52) 神尾真知子「海外法律情報フランス, モデル企業に『平等マーク』」ジュリスト1331号, 2007年, 125頁。
  - 53) Jean-Claude Barbier, Bruno Théret, Le nouveau système française de protection sociale. Édition La Découverte, 2004, 106頁。

- 54) ジャンヌ・ファニャニ「家族政策・カップル・一人家庭:《働く母親》モデルの地位向上」女性空間23号, 2006年, 134頁-148頁。
- 55) Jeanne FAGNANI, Helping mothers to combine paid and unpaid work-or fighting unemployment? The ambiguities of French family policy, Community, Work & Family, Vol.1, No.3, 1998, 297頁-311頁。
- 56) 船橋恵子『育児のジェンダー・ポリティクス』勁草書房, 2006年, 211頁-212頁。

#### 参考文献

- 植野妙実子・林瑞枝『ジェンダーの地平』中央大学出版社, 2007年
- 内閣府経済社会総合研究所・財団法人家計経済研究所『フランス・ドイツの家族生活-仕事と家庭の両立』国立印刷局, 2006年
- 船橋恵子『育児のジェンダー・ポリティクス』勁草書房, 2006年
- 神尾真知子「フランスの企業と『少子化対策』」日本労働研究雑誌553号, 2006年
- 神尾真知子「児童福祉サービス」(藤井・塩野谷編『先進諸国の社会保障⑥フランス』東大出版会, 2004年, 287頁-304頁)
- 女性空間20号, 2003年
- 女性空間10号, 1993年
- Social 2006, EDITION FRANCISLEFEBVRE, 2006
- CNAF, Vos prestations 2006
- Jean-Jacques Dupeyroux, Droit de la sécurité sociale, DALLOZ, 2005
- Dominique Grandguillot, L'essentiel du Droit de la Sécurité sociale, Gualino éditeur, 2004
- George Dorion et André Guionnet, LA SÉCURITÉ SOCIALE, puf, 2003
- CODE DU TRAVAIL
- CODE DE LA SÉCURITÉ SOCIALE
- CODE DE ACTION SOCIAL ET DES FAMILLES
- CODE GÉNÉRAL DES IMPOTS

(かみお・まちこ 日本大学教授)